

第3次浜松市行財政改革推進審議会 第7回審議会 会議録

日時	平成23年3月19日(土) 9:00~12:10
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	御室健一郎会長、山本佳英会長代行、山崎勝康委員、山本和夫委員、井出あゆみ委員、遠藤正己委員、岩田礼司委員、鈴木勇人委員
欠席者	なし
傍聴者	142名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、時事通信、日本経済新聞、静岡第一テレビ 浜松ケーブルテレビ
浜松市及び市関係者	飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、神門企画部長、古橋総務部長、鈴木財務部長、村田農林水産部長、水野公園緑地部長、柴田都市計画部長、高橋フラワー・フルーツパーク公社事務局長、大石まちづくり公社理事長
事務局	長田事務局長、上久保次長、高橋、内山、鈴木、名波、波多野

会議の概要

1. 第3次第7回の審議会で、御室会長が議長となって会議を進行した。
2. 中間答申の対応について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
3. (財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
4. (財)浜松まちづくり公社について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
5. 外郭団体改革の総括的事項について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

会議次第

1. 開会
 2. 会長挨拶
 3. 議事
 - (1)中間答申の対応について
 - (2)(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社について
 - (3)(財)浜松まちづくり公社について
 - (4)外郭団体改革の総括的事項について
 4. 閉会
-

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さま、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第3次行財政改革推進審議会第7回審議会を執り行います。

開会に先立ちまして、このたびの東北関東大震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするため、黙祷をささげたいと存じます。皆さま、大変恐縮に存じますが、その場でご起立いただきますよう、お願い申し上げます。

黙祷。

お直りください。では、どうぞご着席ください。

皆さま、ご協力ありがとうございました。それでは議事に戻らせていただきます。本日は委員全員8名の出席により開催します。

本日は、12月に市へ提出した中間答申への対応を確認した後に、(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社、(財)浜松まちづくり公社、外郭団体改革の総括的事項の3点を審議することとします。これより議事の進行は御室会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。それでは会長、よろしく申し上げます。

2 会長挨拶

御室会長

それでは改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから第3次浜松市行財政改革推進審議会第7回の審議会を開催させていただきます。

改めまして、今回の震災で犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を捧げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

既に各方面で支援活動が始まっておりますが、我々もそれぞれの立場でできることを実践し、被災者支援の充実あるいは復興への取り組みを応援させていただければと考えております。

それでは、審議に入りたいと思います。これからは座って司会をさせていただきます。よろしく申し上げます。

3 議 事

(1) 中間答申への対応について

御室会長

まず中間答申への対応について、議題とさせていただきます。第3次行革審は昨年12月に中間答申を行いまして、答申内容への明快な回答を行政に要望しました。このほど市におかれましては、答申項目ごと対応状況を整理されたということですので、その内容を説明いただき、これを

検証してまいりたいと思います。それでは、市の方から説明をお願いします。

神門企画部長

企画部長の神門です。よろしくお願いします。

それでは、中間答申への対応状況につきまして説明申し上げます。昨年12月に答申をいただきまして、既に実施いたしましたもの、あるいは実施に向けて検討をしてきております。

対応の一覧と、それぞれの項目に対する取組状況、そして一部実施とした答申とその理由ということで説明をさせていただきますが、一部実施という言葉が適切かどうかということがありますが、答申と少しでも違っている、全く同じではないというものにつきましては、ここでご紹介をさせていただきますと思っています。

今回、答申を具体的な内容ごとに細分化しますと69(件)の項目があります。そのうち、答申どおり実施するものが58件、一部を実施というものが11件ということで、実施しない、実施困難というものはありません。

各項目の取組状況、たくさんありますので、かいつまんでポイントを説明させていただきたいと思いますが、まず行政経営計画の進行管理です。計画の見直しを行うこと、あるいは項目の分解、統合を行うこと、スピード感を持って行うこと等の答申をいただいております。まず、可能な限り計画を数値化していきたいと思っています。項目の整理ということで、適切な項目の大きさにしたいということで、大括りのものを分解する。たとえば、総人件費の削減という目標を定めておりましたものにつきましては、定員の削減と給与の見直し、時間外勤務の削減というふうに細分化をするということになります。それから、細分化されているものの統合ということで、職員研修の実施と庁内メールのニュース配信がそれぞれ別の項目になっておりましたが、これにつきましては統合していくというようなことで整理をしたいと思っています。それからスピード感を持った改革ということで、計画の策定期間が年度入ってからということで、遅いというご指摘でありました。これは今年度中に計画を作成して、年度当初からすぐに実行していくというふうにしたいと思っています。

続きまして、政策・事業評価です。これも主には評価の反映の時期が遅いというご指摘であったと思います。事業の実施から1年以上経って予算に反映させるのは非常に遅いというご指摘だったかと思います。これにつきましては改善をしたいと思っています。前年度の評価、それから上半期の評価、これを合わせて次年度の予算編成にすぐに活かしていくという形に変更したいと思います。

本庁・区役所組織ですが、これは2つあります。ひとつはまず区割りの検証ですが、これは昨年8月から庁内で区制度検討会というものを設置しまして、区でどのような業務を行っていて、どういったふうな、どの程度の事務量があるのかというようなことを、現状を分析しております。それを踏まえて、23年度から区制度検討会で区割りを検証していきたいと思っています。住民投票条例の制定に向けて、その検証の結果を、情報を提供していきたいと思っています。それから、本庁・区役所体制の再構築としておりますが、これは平成24年4月1日から地域自治区の廃止を決定しており、その後の体制をどうするかという課題があります。これにつきましては、先般、3月、議会の方にも

報告しましたが、区出先機関再構築の基本方針の骨子をつくって公表したところです。基本的な考え方としては、地域自治センター、それから市民サービスセンター、公民館といったような、現在、多層的な構造で業務を執行しておりますが、これを単純化して、全てを仮称ですが、地域協働センター、こうしたものに単純化をしてやっていきたいということです。市民に最も身近な地域拠点。それから基礎的な行政サービスを提供する。それから地域協働によるコミュニティづくりの場としても使っていきたいと思っております。これを踏まえまして、6月にはさらに具体化させた基本方針を示していきたいと思っております。

続きまして人件費ですが、これは定員適正化と時間外勤務の削減と2つあります。定員適正化につきましては、この5年間で計画に基づきまして674人を削減しました。今後の5年間ににつきましては、計画を策定しましたところ、314人の削減、こうした計画をつくったところです。

時間外勤務の削減につきましては、これも計画をつくってございまして、米印(※)の所ですが、今年度につきましては、12月末現在であります、18年度比81%ということで、ほぼ目標を達成しつつあるところです。23年度以降も、これも新たな縮減目標を設定して、縮減目標の共有化、定着化を図って、さらに削減を進めていきたいと思っております。

資産経営の関係です。施設の統廃合を進めること、あるいはスピード感のある取り組みを進めること、借地解消の全体計画を策定すること等の答申をいただいております。保有資産の削減につきましては、昨年12月に廃止計画を作成したところです。今後、要する維持管理費を把握して、22年度末まですぐにも削減目標を定めたいと思っております。それから、遊休財産の売却ですが、これも鋭意進めてございまして、22年度には堀出前地区の区画整理用地など8件につきまして売却をしたところです。今後とも、年度ごとの計画を定めて一般競争入札あるいはインターネットの公売システムの活用などを行って売却を進めていきたいと思っております。借地の解消ですが、購入実績としては、学校他で平成21年、6,300㎡余を1億3,900万円程度の購入をしました。22年度、9,800㎡余を2億4,000万円程度の購入をしております。

再配置計画を23年度末までにつくろうとしております。この策定にあわせて全体の借地の解消計画も策定をしていきたいと思っております。

市営駐車場ですが、駐車場の経営計画を策定しました。これは迅速に実行に移していくことです。これは昨年7月に計画を策定しまして、23年4月1日からは万年橋駐車場につきまして廃止をして民間貸付をすることとしております。平成25年度までに契約終了時の建物の駐車場の処分方法についても地権者法人と協議、決定していきたいと思います。また、23年度には東田町の地下駐車場の民間貸付に取り組みたいと思っております。駅南地下駐車場ですが、これは都市機能強化の部分と、それから駐車場事業と、これを区分して経営計画を策定していきたいと思います。

ごみ処理事業です。正しい情報提供、丁寧な市民への説明等への答申をいただきました。これにつきましては、まず市民目標を設定したいと思っております、25年度までのごみ減量計画を23年度に策定して、市民の皆さまと一緒に削減に取り組みたいと思っております。広報等を行ってい

きたいと思っております。それから、ごみ処理のルール変更につきましては、昨年10月からワーキンググループを設置して検討を行ってきております。ごみ分別の制度統一に向けた検討を行ってきております。23年度に審議会、パブリックコメントなどで市民の皆さまの意見を取り入れたうえで案を固めて、25年度から実施したいと思っております。

続きまして外郭団体に入っていきますが、後ほどの議事にあるフラワー・フルーツパーク公社などは除いて説明させていただきます。まず土地開発公社ですが、これは公社のところの保有用地につきましては、用途計画を定めて25年度までの公社解散に向けて市が計画的に取得することとしてあり、その取得した土地につきましては、事業化が可能なものについては事業計画を策定し、計画に基づき事業を実施してまいります。事業化が困難と判断した土地につきましては、23年度末までに市による売却計画を定めたいと思っております。

清掃公社です。給与の引き下げ等の答申をいただいております。給与表4.8%の引き下げの実施ということで、これは1月に実施をしまして、市に準拠した給与表を適用しております。

それから各種手当の改正ということで、これは1月あるいはこの4月から市に準拠したものとしてと思っておりますが、一部の手当につきましては、経過措置としたいと思っております。通勤手当、住居手当、役職手当については経過措置を取っております。

それから、特殊勤務手当につきましては、現在継続協議として早期の妥結を図るべく協議を重ねているところです。それから、将来像の決定ということですが、これは公社に対する市の関与の在り方というものを取りまとめようというもので、23年度に将来像を決定して、一般財団法人移行の申請を行っていきたいと思っております。

続きまして、一部実施とした答申とその理由につきまして説明します。まず一つ目ですが、実施時期が答申と異なるため、一部実施という整理をしたものです。鋭意取り組んでおりますが、今年度中に間に合いそうもないものということで、整理をさせてもらっております。まず一つ目が、市の計画、市でたくさんの計画がありますが、これを22年度中に確認をなさいという答申をいただきましたが、すいません、間に合っておりませんで、23年9月、上半期までには見直しをしたいと思っております。そのほか、今年度中にやりなさいと答申いただいたもので、4件ほどまだできていないものがあります。

続きまして、外郭団体への関与の在り方から、一部実施という整理をしたものですが、一般社団、財団法人につきましては、これは関与を廃止しなさいという答申をいただいておりますが、対応方針のところを書いてあります通り、一般法人であっても、市として関与が残るものがあります。医療センター等ですが、そうしたものがあつたものですから、ここでは一部実施という整理をさせていただいておりますが、関与の内容、あるいはその理由につきましては、きちっと公表していきたいと思っております。

それから個別の理由により、一部実施としたものということで、まず本庁・区役所の組織のことですが、モデル地域などを定めて実証実験、実地検証を行いなさいという答申がありましたが、具体的にそこまでモデル地区を全て設定してということまでは考えておりません。必要に応じて検証

を行っていくという意味で、一部実施とさせていただきます。それから清掃公社、先ほどの説明の通りですが、特殊勤務手当については、まだ継続協議となっておりますので一部実施という整理をしております。文化振興財団ですが、ソフト事業に特化をなささいというご答申をいただいておりますが、23年度から25年度まで、指定管理者の契約をしているところで、その3年間はこのままでいきたいと。26年度からの指定管理のその時点で分離した管理運営形態を導入していきたいと思っております。

簡単ですが、以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、時間も限られておりますので、中間答申への対応方針の中から、今日は資産経営、この項目に絞って少し審議をさせていただければと思います。

スライド7を出してください。

今日は、これについて集中的に少し議論を進めてまいりたいと思っております。

行革審の方からは、ここにありますように、先ほど企画部長からも話がありましたが、削減目標を定めた施設統廃合をしっかりと進めてください。それから売却可能な財産のスピード感ある取り組みを進めて、どんどん売却をしてください。それから売却した資金でもって、借地解消をしっかりと進めてください。計画どおり実施してください。こういうお願いを、あるいは答申を我々の方はさせていただいているということです。

私の方から全体像、売却状況、これにつきまして少し質問をさせていただきます。

まず、財務部長、教えていただきたいんですが、平成22年3月、昨年度末で浜松市の遊休資産というのは、件数とか面積でどれだけあるのか、教えて欲しいんですが。数字を言っていただけますか。トータルで結構です。

鈴木財務部長

では、私の方からお答えします。財務部長の鈴木です。

それでは21年度でお答えさせていただきます。

御室会長

22年3月ということですね。

鈴木財務部長

はい、そうです。遊休財産といいましても、色々な財産がありまして、会長おっしゃるのは、売却可能ということでよろしいでしょうか。

御室会長

はい、売却可能なものということです。

鈴木財務部長

売却可能ということだと、144件で11万4,700㎡です。

御室会長

11万4,700㎡、これだけあるわけです。

それで、その中で、先ほどここにも出ておりますが、売却実績8件ということですね。この売却金額はトータルでどれくらいになるんですか。

鈴木財務部長

21年度ですと、1億円ほどです。

御室会長

1億円。

そうすると、22年3月までの売却目標というのは、いくらだったんですか。

鈴木財務部長

21年度までですと、正直なところ、売却目標というのはまだありませんで、21年度までに諸々の調査をして、22年度、本年度から積極的に売却に入ったということで、本年度の数字で申し上げますと、約10億円売り出しをしました。

御室会長

10億円、売り出しをしたと。

鈴木財務部長

はい。売り出しをして、そのうち約4億9,000万円売れました。

御室会長

約5億円弱、売却済みということですね。

鈴木財務部長

はい。一応このような時期ですので、なかなか応札がないものもあつたりとか、私どもも安く売っても良いということではありませんので、目標価格というか、土地の評価をしまして、一応値段を設定して出すものですから、なかなか全部は売れないというような状況です。

御室会長

それでは、遊休不動産、売ることができるというのが144件という話でしたが、これを大体トータルすると、どれくらいの数字になると予測していらっしゃるんですか。

鈴木財務部長

申し訳ありませんが、まだその評価等ができておりませんので、全体として少し数字は持っておりません。

私ども、実際に売り出す場合には、近隣との状況とか、宅地の問題とか、なかなか売れる商品というとおかしいんですが、売れる状態にするまで少し時間がかかりまして、今のところ、先ほど申し上げた通りの状況ということですよ。

ですから、今後全体の評価をしまして、評価するにしてもお金もかかりますし、そういうことも含めて職員の中で評価をして、額を、目標を定めていきたいと考えております。

御室会長

資産経営の中で、保有財産の縮減ということをとータル的に考えますと、遊休財産はもうどんど

ん売却していかないと、それだけのランニングコストもかかるわけです。かかるわけですから、どんどん売る。その体制整備をしっかりとつくっていく。そのためには、どこにどういう場所にあつて、それがどういう地形というか、地の形ですか、それがどうなっていて、大体これを売ると予測でいくといくらくらい。これ、公売にかけるわけですか。かけざるを得ないわけですよね。

鈴木財務部長

一般競争入札で。

御室会長

でも、大体ここらでいくんだらうと。

ずっと、これ、売れずに持っていれば、それだけコストもかかるわけですから、ある意味では早く見切りをして売却する方が良いのではないかと。当然そういう発想をしなくてはいけないわけですから。そうした時に、そこらのきちつとした、今お伺いしていると、売るための体制整備ができていないのではないかなという感覚を受けました。

パワーポイントを出してください。

これは浜松市のホームページ、遊休財産、公表ページで出てるんですね。鴨江二丁目1114番地の27、宅地85.57㎡。こういうふうに書いてありましてね、これ行政が売り出すわけですから、やむを得ないのかなというところもあるわけですが、「遊休財産を公表します。ご意見やご関心のある場合についてはご連絡をお願いします。」という表現ですと、売る気があるのかというような、本当に処分しようという意欲がないのではないのかなという感じが、我々民間からするとするんですね。そういうことで、その辺りの整備も含めまして、各委員の皆さんからそれぞれ意見を申し上げていただければと思います。

それでは、山本会長代行をお願いします。

山本佳英会長代行

おはようございます。会長代行の山本です。この資産経営について、いくつか質問させていただきます。

まず、その前に、政策・事業評価というのがありましたが、これは何回か、前年度の実績を、当年度でなくて翌年度の予算に反映する、あるいは事業計画に反映するということに対して、そんな1年、間を置いて遅いのではないかと何を何回かお話ししました。今日ここに出てきましたように、少し前へ出てきた、半歩前進くらいかなと、そんな感じであります。通常、民間ですと、当年度の実績は翌年度に反映するというのは当たり前であり、半歩前進したけど、まだまだ遅いと思います。全てのことが、そうはいかないこともあるかもしれませんが、大半の事業につきましては、翌年度の予算を編成する時期にはかなり分かっているのではないかと思いますので、原則は当年度のものは当年度末にやって、翌年度、ただし例外的にこういうケースもあると、そんなふうにしていただければと思いますので、また検討をお願いしたいと思います。

それから、資産評価の中で、借地の解消とか遊休財産の売却とかというのがありました。今出てきましたように、遅いです。とにかく遅いと。たとえば借地の解消のところにありますように、再配置計

画というのが平成23年度に策定して、それから何か行動を起こすというように受け取れます。けれど、全ての計画が全部できてから、それから、では、あと行動しましょうか、とやる必然性がないですよね。もう分かっているものは、そこから、どんどんどんどん、やっていくというふうに、もっとスピーディにやっていただきたい。

最初の行政経営計画の進行管理というところにもスピード感を持った改革というのがあるわけで、この年度単位で、23年度とは来年の話なんですよね。借地の話なんて、もう第1次、第2次の行革審のところでも出た話ですし、もう5年経っていていまだにやっているのかということですから、とにかく遅い。もう1回繰り返すと、全部がまとまらなくては行動ができないことではないと思いますから、ぜひ、今年はどこを中心にやる、翌年度はどこを中心にやる、だったら、もうそこから、どんどんどんどん進めていくというふうにしていただきたいと思います。

それから、どこを優先的にやるといった時に、以前、学校が最初と答えをいただいたと思います。その次がフラワー・フルーツパークと、そんな順番だったと思います。ところが、学校といったって、何百校とあるわけで、それをまたさっきと同じように全部をつかまえてから行動を起こすというのは、これもまた年度単位でどんどんどんどん遅れてしまう。ですから、学校という中には保育園もあり、幼稚園もあり、小学校もあり、中学校もある。ロケーションもバラバラ、バラバラ、あるわけで、では、どこをどうするのというのを、やはり、まずは全体の計画をつくるのはそれなりにやりながら、まずはこの地域を優先にやろうよ、あるいは小学校を優先にやろうよということだってできるわけですから、ぜひそうしていただきたいと思うんです。

前回の行政経営計画に対して、大き過ぎること、大括りになっていることは分解してくださいという話がありました。まさに小(学校)、中(学校)、あるいは保育園、幼稚園というのは、まさに分解の話であり、ぜひそういうふうに消化できる大きさに計画をまとめ、あるいは実行できる大きさに分解して、それを進めていただきたいと思います。

優先順位を決めるのは当然ですが、その狙い方につけても、狙い方は、この地域は将来まだ現状維持あるいは拡大していくから、この地域からやろうよとか、色々な要件があるかと思いますが、そういう要件を勘案して、できるところから、どんどん手を付けていただきたいと思います。

遊休財産の売却というのも同じでありまして、これも再配置計画とか、あるいは色々なことがあるでしょうが、これだって同じでありまして、売りやすいところから売っていくというのは一つでありますし、値段の問題でべらぼうに安くとはいいいませんが、処分するのが目的であるならば、多少安くしてでも保有してずっと劣化していくよりも、早く処分した方が良いのではないかというものもあると思います。この辺も、確か全体のリストはできてましたよね。できてましたけど、何千件とありましたね。細かいのから大きいものまで。それを全部どうしようなんて考えるのは無駄な話でありますから、場合によっては、手の付けやすいところからどんどん進めていくということで、少なくとも、こういうものがこれだけ進みますというのが分かるようにしていただきたいと思うんです。それが分からないと、我々言う方だってフラストレーションが溜まって、言ったって仕方がないのではないかという気になりますので、傍聴の皆さん方も一緒だと思いますが、ぜひ進めていただきたい。

借地が283万㎡あるんですかね。それで、借地料が約8億円かかっています。借地の解消で昨年が約1万㎡ですね。283万㎡のうちの1万㎡。毎年1万㎡だと283年かかることになりまして、ここにいらっしゃる方は誰も生きていないということで、やはり加速することが必要だと思います。

遊休資産につきましても144件のうちの8件、数%にしかならない。これも何年かかることやらという事です。

地震が起きて、多分国の予算の配分もだいぶ変えざるを得ないのではないかと思います。そういった時は当然地方交付税というのは減ってくる可能性が大きいわけで、財政的に地方の自治体も厳しくなるといのは多分そうなるんだろう。少なくとも5年とか10年単位でそんなふうになるのではないかと予想もしていますので、ぜひ余分なものはどんどん、どんどん処分して、使えるお金に換えていくというのをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もう早くやっていただけますか。

鈴木財務部長

お答えさせていただきます。先ほど借地の解消につきましては、現在、学校借地の解消を優先的にやっているということで、学校借地につきましては、全体で52校、借地がある学校が52校、幼稚園も含めて52校ありまして、そのうち必要性の高い19校を特にターゲットに絞ってやっているところで、土地所有者の方にアンケートをしたり、売ってくれる方を見つけて、その方を優先的に買っているということです。それから、学校借地の解消以外にも、借地の関係で相続等の関係で買って欲しいという方や、問題のあるところについては優先的に買っているというような状況です。

山本佳英会長代行

たとえば学校の借地だったら、地主にどうか、その関係する方たちに公表して、ぜひ売ってくださいということが必要だと思います。それから、とにかく早くやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

御室会長

はい、ほかに。山本和夫委員、どうですか。

山本和夫委員

私の場合、今、山本代行がお話になりました、借地の解消と遊休資産ということについて質問させていただこうと思いますが、今、鈴木部長がまさに言われました。学校の借地解消について、相続への対応ということで、お貸している方から買ってくれないかという話があったとありますが、まさに同じ理由で、これは第2次の時に問題になったと思います。

学校は非常に重要なので、法的な対応はある程度できているとは聞いていますが、相続問題を考えた時に、学校の所が借地であって良いはずがないということでしたので、重点校からやられているようですが、これは特に急いでいただきたい問題だと思います。

そして、市有財産の問題となりますと、フォルテというのは非常に象徴的なものでした。それを売却することによって、市へ、あの時は基金として残されたと思いますが、その基金がやはり将来役に立つという意味だけではなくて、今度、それは借地解消に使われるという大きな意図を持って

たと思いますので、遊休財産の売却と借地解消というのはワンセットのことであろうと思いますが、それについては今、山本代行が言われたように、今のスピードでは目的が達せられない。非常にきついことにはなるかも知れませんが、問題があります。

一つ具体的などころでお伺いしたいと思います。私も勉強会というのがありまして、それで議会の決算審査特別委員会資料ということで、平成20年度の借地料、そして21年度の借地料を比較した時に、驚くことに400万円増えているという資料をもらっておりますが、基本目的が平成21年の4月につくった資産経営推進方針には「新たな借地はしない」と書かれております。これは本来、市が当然のことに新しい事業に応じて、あるいは必要性に応じて借地を増やすこともないとはいえませんが、そういった基本計画の中で、計算をしたところが、僅かながらでも増えているという数字については、非常に不審に思うんですが、実態はどういったことなんでしょう。細かいところを特別に知りたいわけではありませんが。

鈴木財務部長

お答えをさせていただきます。借地については、基本的にはしていかないということで、増えていないという認識ですが、一つ、この前、勉強会の時にもお出した資料ですが、一部調べましたところ、周辺部の農村公園等で調査が不十分で集計が入ってなかったものがあつたものですから、その後新たに集計に加えたものがあつて、そのような数字になるかと思っております。

それと、もう一つ、例外的なところで、これは実質的に増えているのがあるんですが、農地の貸付事業というのがありまして、耕作していない遊休地を市が借りて、それを法人の方に貸して遊休農地の活用策ということで、そういう事業があります。それはいったん市が借りますので、それは一応借地ということで計上しますので、7,000㎡ほどですが、そういうのでは増えてるのがありますが、それはあくまでも例外的ですので、基本的には借地は増やしていません。

山本和夫委員

パワーポイントがないのが残念ですが、平成20年度は278万㎡、21年度が283万㎡ということで、5万㎡増えています。今、部長が言われたのが7,000㎡ということですが、そうすると、調査漏れが4万㎡くらいあつたということでしょうか。

鈴木財務部長

先ほど申し上げました通り、周辺部の農村公園で、少し大きいものと、数万㎡のものが、借地料は微々たるものですが、それが集計の中に漏れていたということを確認しております。

山本和夫委員

トータルで400万円ですから増えたという数字ではありませんが、本来減るべきものが増えているということでは、この400万円という数字は決して小さくないと思います。

資料的に、今後もこの問題は継続してやっていかれると思いますので、どれだけ、たまたま増えたものがあるか、あるいは実際にどれだけ減らしたかということ、単なるプラス、マイナスの数字ではなくて、資料としてもう一度いただくというのを、いつの機会になるか分かりませんが、特別お願いをしておきたいと思います。

それと、先ほど会長から指摘がありました、売る気があるのかという話がありました。それについて、パワーポイントも出ておりましたが、これは特に問題になっていたのは、一般市民の方にインターネットで情報を知らせるとなれば、その金額を知らせる、あるいは最低売却価格を知らせるとするのは、市の仕事上、プラス、マイナスを考えてやられてないのかも知れませんが、実際には出さないものなんでしょうか。さっき評価額が出ていないという話になっていましたが、興味を持っている業者は、こういったものですぐ対応できますが、一般市民の方も対応を考えたインターネットの公表であるとするれば、あまりに情報としては不十分だとは思いますが、どうなんでしょう。それは何か不都合があってということですか。数字、売却価格がないのは。

鈴木財務部長

市の場合ですと、いい加減な数字は書けませんので、評価とかそういうところで少し調べてからでないと書けないということで掲載しなかったということ考えています。

山本和夫委員

会長が指摘したように、売る気あるのかという話になってしまいますよね。

ぜひ、市民のためのインターネット情報であれば、もう少し、それをどう買うかという人を考える人が出ていただくためには、もう少し親切な情報を一つお願いしたいと思います。

何にしても、この部門で借地料が増えるということはありません。これはもう行革審とすれば結論だと思いますので、その点の一つご努力いただいて、もう少しきちっとした値を、さっき山本さんから遅いという話がありました、この逆行部分は特にお考えをいただき、事後の行動に移していただきたいと思います。

それと、もう一つ、先般、行革審のメンバーで2日ほどに分けて色々なところを回らせていただきました。その中で、不良資産に近い土地の問題とか見て回らせていただきましたが、先ほど指摘がありました4層組織、これは第2次から問題になっていました。市があり、区役所があり、それから地域自治センターがあり、市民サービスセンターがありということで、今度は地域の組織を書き換えるということになっておまして、この間も新聞等でも拝見していますが、実際にお願いをすることになりますが、単なる付け替えにならないようお願いしたい。組織というのは、多ければ多いほど市民の方には分かりにくくなるということは過去から論議されておりましたが、それを実質的には3層組織にする、あるいは2層にしていこうという意図があって今度の組織改正になっているとは思いますが、単なる看板の付け替えに終わらないように、これからの検討課題だと思いますが、区の問題は非常に大きい問題なので、それは先にすると、そこのところを一つきちっとやっていただきたいけれど、神門部長、何かご意見ありますか。さっきのパワーポイント5ページにありました仮称地域協働センターのことは。

神門企画部長

はい。ご指摘の通りで、今、現状の区の業務を詳細に分析しておりますので、場合によっては区でやる必要がない、本庁で集約した方が効率的だというような業務があると思いますので、そういうものはしっかりと本庁で吸い上げて効率的に実施をするというようなことも含めて、単純な3層制に

した組織体制としていくということを基本にしております。ただ、米(※)で書いてありますが、やはりそれぞれ、特に中山間地域などの地域特性がありますので、そういう点、若干配慮する部分は必要かなと思いますが、基本的には基礎的な行政サービスを提供していくのが(地域協働)センター、専門的な仕事などは本庁ということで、棲み分けをしていきたいと思っております。

山本和夫委員

それこそ回った中に地域自治センターもありましたので、地域によってその必要性というのは違うという認識は持ってまいりましたが、とにかく行政組織というのは簡単なほど良い。色々複雑な仕事は増えているとは思いますが、市民に分かりやすさということも考えていただくと同時に、組織のできるだけ無駄を廃止という方向性でやっているわけですので、その点は看板を付け替えるというやり方をされないように、ひとつご努力いただきたいと思っております。

以上です。

御室会長

はい。それでは、なるべく短く。時間がありませんので。

井出委員

すみません。私も資産経営ではなく、今の区割りの検証のところではパワーポイントの5ページです。ここに区制度検討会を設置して区割りを検証し、住民投票条例に向けて情報公開をしていくとあります。ひとつお願いですが、住民投票では一票の重みは皆平等であるということで、それはよろしいのですが、区の事情というのは、それぞれの地区によって非常に異なっておりますので、市民の一人一人の事情を平均的に取り扱うということではなく、問題の多い地域に対しての理解というものを市民全体、市全体で行えるような、そうした配慮を持った情報公開等のプロセスを踏んでいただきたいと思っております。

本当に南区ですとか東区ですとか、たとえば区の境界線付近の住民の方々の生活というのは非常に不便を強いられているということでもあります。そうした一部の市民の方に過度な負担や不便が押し付けられるような、そういった不均衡を生まないように、最終結論が住民投票によってつくられるとしても、そういった公正、公平な結論に至れるようなプロセスを踏んで、運んでいっていただきたいと思っております。そのことをよろしくお願ひしたいと思っております。

御室会長

はい。話を元へ戻しますが、遊休財産の売却、それから借地の解消、これは財務部長のところの資産経営課が実行部隊になるわけですね。

このところのデータベース、これを売るもの、売らないものというものをしっかり明確にして、売るものについては、たとえば売るについても、興味ある人、関心ある人は連絡してくださいというのではなくて、やはり、もっと市民に明確にこれは売りますということ、値段についてはまた協議をさせていただきますとか、そういうものを明確に出して、やはりホームページとかそういうのも出す。あるいは不動産業者の専門の方にも相談するとか、待ちの姿勢ではなくて積極的にどんどん遊休なものは売っていかないと、それだけランニングコストがかかるわけですから。ぜひ、民間の手法をもっ

と取り入れたやり方を考えてもらえればと思いますが財務部長どうですか、ご意見は。

鈴木財務部長

ご指摘の通りだと思いますので、本年度もインターネット公売とか民間の媒介委託ということで、あるものを特定してお願いしたりしていますが、少し包括的に民間委託等も考えていきたいと思っております。

御室会長

ぜひ、そういうふうにしてスピードを持ってやらないと、役所の場合には、いついつまでにやらなくてはいけないということがないものだから、ついどんどん、悪い言葉でいえば先延ばしになりますので、やはり早く処分して、それを次のものに有効に使うということをしっかりと、資金を回転していくことをやるべきではないかと思っておりますので、ぜひ、その点も進めていただければと思います。

山崎委員

すいません、お時間を取って。

今、資産の処分、それから借地の解消というお話がありました。鈴木部長、今、山本さんがおっしゃったように、たくさんの借地があるんですが、何年計画で解消する予定ですか。

御室会長

まだそれは全体計画が出てないから、なかなか、それは。

山崎委員

でも、全体計画が出てないといっても、第1次行革審から借地の解消というのは行革の一番のメインテーマで挙がっているわけですよ。それで、その修正データが出てない。まあ細かいのは別として、大きな、今おっしゃったように学校を優先して何校挙がってるとおっしゃっているわけですよ。それを今年度はどこまで、誰が担当して、どういう方法でやるかという、市民の皆さんに見える化をして、それで自分たちが責任を持って、誰が担当して、いつまでに解消するんだと、そういう実行計画がないと、これは進まないと思います。特に、売る方もそうです。今おっしゃったように値段もあまり分からない。ホームページへ出して、それで良しとしていると今のご時勢で土地は売れません。ですから、もちろん財務部がやるというのは無理があると思います。一つの資産の関係のプロジェクトとか、見通しが付くまで担当部署をつくって、どういうふうにするか計画を立ててやっていくというようなことでやっていかないと、これはできませんので、ぜひ借地の解消、売却の計画、これを市民の皆さんに見えるようにしていただいて、どこの部署で誰がいつまでにやるかということを決めてやっていただきたいと思います。以上です。

御室会長

はい。今、山崎委員からお話が出ましたが、まさにそれが行革審の結論です。

具体的に、いつまでに、どういうふうにする、というのをもう少しきちっと明確に決めて、ぜひ対応していただければと思っております。

山本和夫委員

30秒いただけますか、10秒で結構です。すいません、無理矢理割り込みまして。

実は先ほどから色々お話がありましたが、第2次行革審の中で、市の資産のデータ化というのは非常に進んだと思います。それ以降、それでは、うるさくないからデータがのんびりしてるかと、そういうこともないはずだと思いますが、データ化、あの時のスピード、あるいはそのデータを使った資料というのはあるはずなので、ひとつ、もう一度そこを心してやっていただきたいと思います。すいません、どうも。

御室会長

はい。山崎委員の意見に含めて、今の山本委員のデータベース化、これは一番判断の基礎になりますので、この辺りも含めて、もう一度この問題につきましては、また次の行革審の公開審議の継続審議として、もっと細かく突っ込んで、先ほど我々が申し上げたことが実際にどこまでできているのか、その進捗状況の議論をまた次にさせていただき、そういうことをしたいと思います。

(2)(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社について

御室会長

それでは時間も押しておりますので、次に(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社について審議をさせていただきたいと思います。

フラワー・フルーツパーク公社につきましては、昨年3月に開催しました第3次行革審第3回審議会でも確認をしたところ、色々な課題がありまして、存廃についての結論にはまだ至っておりませんでした。先日、フラワー・フルーツパークの施設の再生案が示されたという報道がありましたので、これまでの審議会での指摘と両施設の再生計画、公社の経営健全化をあわせて確認してまいりたいと思います。それでは、市から説明をお願いしたいと思います。

村田農林水産部長

農林水産部の村田です。よろしくお願いします。(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社についての説明をさせていただきます。この案件につきましては、今、会長がおっしゃったように第1次行革審より継続審議をいただいているわけですが、本日は、フラワー・フルーツパークについての市の考え方をお示しして、委員の皆さん方のご審議をいただきたいと思います。まずはこれまでの経過について簡単にお話ししますと、平成17年度の第1次行革審においては、フラワーパークは総合公園として一体運営を、フルーツパークは将来の経営計画の策定を答申していただきました。続く平成20年度の第2次行革審におきましては、平成21年度中の両園の存廃の決定、それと議論の過程の公開を求められております。市としましては施設の存廃に結論を出すべく、フラワーパークについては浜名湖観光圏の拠点施設として位置付けを示しまして、フルーツパークについては周辺の環境変化の動向を踏まえて平成22年度中に改めて方向を見定めるものとしてまいりました。今回の中間答申においては、両施設の目的や役割、また、あるべき運営形態についても明確にしたうえ、22年度中に方針を決定することについて改めてご指摘をいただいたところですので。本日はこのような経過を踏まえまして、市としての方針、これに至った議論の過程についてお話を簡単

にさせてもらいたいと思います。

まず、両施設についての基本的な考え方です。現在、両施設は公社の方で管理運営をしておりますが、施設としましては、園の特色とか立地、地域性を元に、それぞれ別に検討してまいりました。結論としましては、フラワーパークについては、観光の活性化と都市公園としての役割をもって施設の目的として存続し、公社が運営にあたる。フルーツパークにつきましては、地域の農業振興に寄与することをもって施設の目的として存続し、公の施設として指定管理者制度を導入していくということが、今回の皆さん方に報告する方針です。

次に、公社についての考え方としては、次の通りとしております。公社そのものは現在フラワー・フルーツパーク公社ですが、フルーツパークの運営を切り離し、浜松市フラワーパーク公社としてフラワーパークの運営にあたることとしました。そして、このフラワーパーク公社は公益法人への移行を目指したいということです。

次に、この結論に至った経過について簡単に説明したいと思います。まずフラワーパークです。経営の健全化のためには効果的な投資とコストの削減が不可欠であるという観点から、再生計画を公社の方で策定をしました。これは本年度より市の方から職員を派遣しまして、現状分析と今後の集客増、客単価向上のための方策を検討して、結果としてフラワーパーク再生計画を作成して、園としてあるべき姿、そのための効果的な投資についてまとめ上げてまいりました。

次に、この再生計画を踏まえ、市としましては、現在、フラワーパークが有するポテンシャルを十分活用して、地域振興に資する施設として再生を図ってまいりたいと考えているところです。また、花壇やイルミネーションの魅力、現在行われているわけですが、これをさらに魅力を高めて浜名湖観光圏の活性化に資する施設として再構築をしてみたいと。あわせて都市公園という役割を維持しつつ、観光の活性化と都市公園の役割をもって施設の目的とするという考えに至ったものです。

続きましてフラワーパークの運営形態についてです。先ほども述べましたように、フラワーパークが持つポテンシャルを十分発揮するためには、観光業界との連携が必要であると。その中で、さまざまなメニューづくりをしていく必要があると考えていると。それと、魅力ある花壇の創出のためには、長年培った公社の方の園芸技術を持ちあわせていくということが必要だろうということで、公社に蓄積された園芸技術を活かすとともに観光ノウハウを持つ職員を受け入れて、再生計画を実施し、集客増と客単価向上を図ってまいりたいと考えております。

続いて、これは公社の方で作成していただいた再生計画について簡単に説明したいと思います。事業の中身としましては7項目あります。この事業を展開することによって、ここの入場者増と、財政を良くするために客単価の向上を図っていききたいと。一つ目としましては、ボリューム感を演出した花々で魅了する園づくりです。もう既に皆さんご存知のように、毎年春の時期になりますと、園内は桜やチューリップなどの花で溢れています。しかしながら、以前と比べると花壇面積が大変減少しておりまして、芝生化している場所もあるということで、本来の魅力である花を充実させようというものが一番です。

二つ目につきましては、感動的なイルミネーションの実施ということで、これについては花が比較的少ない冬場、入園者数が少ないということで、これについては平成15年くらいから取り組んできているところですが、入園者数がこれをやる前と比較すると2倍、3倍増加しているということで、このイルミネーションを充実させて、園全体に感動的な演出ができるようなイルミネーションにしていきたいというのが二番目です。

次に、三番目については、園内移動の改善です。これについては、現在運行しています蒸気機関車型の乗り物を更新して、起伏が多い園内を、高齢者をはじめ誰もが気軽に移動できるようなゴルフカートの連結型の移動装置を導入し、皆さんが自由に園内を移動できるような手段を導入していきたい。四番目については、花売店の充実です。現在は入口部分より奥まったところに位置しておりますが、購入者の皆さんの利便性を確保する意味で、さらに外への発信という意味でも、園外から直接アプローチできるような場所に移動するというのと、中身をきちっと説明していくという対応をしていく、ソフト的な対応もしていきたいと。五番目は、花のカフェテリアの新設で、休憩所も少ないということで、花を楽しみながら飲食ができるスペースを充実させていくと。六番目ですが、これはどちらかというとソフト中心のもので、桜の樹のオーナーシップ制度だとかサポーター制度など、各種メニューの宣伝、営業の充実をしていくということと、落ち着いてくつろいでいただくような雰囲気づくり。それとか花をテーマとした花の教育プログラム等々を進めることによって、リピーターの確保をきちっとしていきたいと。七番目としては経営体質の強化です。これについては、もう職員のコスト意識、それとおもてなしの気持ちでの接し方、そういったものを高めていくことを進めることによって、業務をできるだけ効率化、なおかつ圧縮をしていきたいというものです。

次のところでは、これについては、今言った再生計画を実施すること。その中で、項目にありますようにイベント等を実施することによって、目標入園者数を平成27年度までの入園者数を計画したものです。

次に、これは先ほどの再生計画を実施する項目、七項目ありますが、それらの主な初期投資の額として、全体として4億5,700万円程度。その中で、イルミネーションに3億円をかけていきたいということで計画がされたもので、それ以外に花の充実、植栽の充実に向けて約1億円を考えているものです。それで、今の資金調達につきましては、公社が金融機関から借り入れるということで、現在計画を考えております。市としては、これに損失補償を行っていただきたいということです。

次に、この再生計画そのものは、平成23年度から実施をして着手してまいりたいと考えているところではあります。

次に、以上、公社の方で作成していただいた再生計画、それとこれまでの議論の経過を踏まえて、市としましては、以下3つの方向で考えているところです。再生計画に従って、公社が平成26年度までに経営を健全化させるように支援をしてまいりたいと考えているところです。また、当面は花による演出を積極的に行って、新たな投資を伴うイルミネーション計画については、集客力とか投資効果等、先進事例の調査等をより詳細に検証して、実効性のある計画をするように公社と調整していきたいと考えているところです。再生計画が軌道に乗るまでは、現在も職員を派遣してお

りますが、市の職員を派遣していきたいと考えております。

次に、従前よりご提案いただいております動物園の一体化についての市の考え方ですが、今までの議論の中でも説明をしまいましたが、現在、フラワーパークと動物園の共通券の発行などをされておりまして、お客さまのご不便にならないような状態で連携をされており、これは継続してまいりたいと。一体化に関しては、両者の運営形態、動物園とフラワーパークの運営形態が違うということと、フラワーパークと動物園の目的が一致していない。それと入園料金の体系が違うというような課題があり、こういったものを整理する中で、少し長期的な視点で検討させていただきたいと考えているところです。

次に、フルーツパークにつきましては、検討の経過を簡単に書いてありますが、廃園を含めて検討してきたわけですが、廃園の場合の市の負担と、土地の規制の関係がありまして、廃園せずに市、公社、それと調査委託を進めることによって方向性検討してきたところです。

次に、この現状分析の中で、大変ポテンシャルがあるということと収益を上げられる構造に持っていくことができるという結果が出ました。

次に、今回の目的としましては、現状のポテンシャルを生かして、浜松の「食」と「農」の発信基地として再出発をしていきたいと。それで、食育の実践と農業の6次産業化に重点を置く事業内容として、地域の農業振興に寄与するものとして、施設目的として掲げました。

次に、運営形態としましては、やはり「食」と「農」ということで、地域の皆さんが一体的に取り組む運営のための新法人を設立していきたいということです。この新法人については、今回の委託先であるモクモク研究所の指導を基に、食育の推進をコンセプトとして進めていきたいと考えております。

次に、事業内容につきましては、飲食、物販、観光体験という、いわゆる農業の6次産業化の方向性と合わせた状態で、大きく9つの事業展開をしていきたいということで、以下、1番から9番まで、「食」という部分、「農」という部分の、特に6次産業化を目指したような加工製造所、それと、あとはリピーターを確保するための会員組織の構築等を進めていきたいと思っています。

次に、スケジュール的には、平成23年度に新法人を設立して、24年度以降、指定管理者制度を導入してまいりたいと思っています。目標としましては、平成24、25年度は入園者を25万人、26年度以降は30万人ということで、先ほどの客単価については1,600円、2,000円ということで計画をしているものです。

次に、フルーツパークについて、市の考え方ですが、公社が現在所有している資産を市へ移管して、指定管理者制度の導入をしまりたいと思います。指定管理者制度導入当初は、現在市が公社に対して負担をしています維持管理を目的として9,800万円に見合う額を考えていきたいと。その後、3年をめぐりにして指定管理料を見直して減額を図ってまいりたいと思っています。

次に、借地についてです。これは先ほどのお話にもありましたが、考え方としては双方とも、フラワーは公益法人のフラワーパーク公社が運営をしていくということ。それと、都市公園であるということ。フルーツパークについては公の施設にするということで、順次解消するように努めてまいりた

いと思います。借地については、そこに書かれたような地権者の構成面積等を掲げさせていただきました。

次に、参考1、2につきましては公社の方の作成の収支、それと市の方の負担額の推移、これは再生計画の推移の数字です。次の参考の3、4につきましては、委託をした結果、その中での新法人の収支見込、それと市の負担額の推移を掲げたものです。参考の5、6につきましては、先ほどのモクモクさん(モクモク流農村産業研究所)が実際にやっている伊賀のファームの概要と、それと松阪にある公園を再生させた時の株式会社松阪協働ファームの概要を掲げさせてもらって参考資料とさせていただいております。

説明は以上です。

御室会長

村田部長からフラワー・フルーツパーク公社の現状と再生計画を発表していただきました。これについて、私の方から基本的な項目で少し質問をさせていただきたい。フラワー・フルーツパーク公社、フラワーパークは昭和何年にできたのですか。

村田農林水産部長

フラワーパークについては昭和45年だったと思います。

御室会長

45年。フルーツパークは何年ですか。

村田農林水産部長

開園したのが平成8年ですね。

御室会長

平成8年。そうですか。それで、もう1点質問ですが、フラワーパークが昭和45年、フルーツパークが平成8年に開園してから、浜松市から公社に、毎年、負担金など、色々な形で補助をしていますよね。その前に工事が始まっていますが。その中で、負担金として補助してきた累計額というのは、大体どれくらいあるのですか。

村田農林水産部長

負担金という名称で今、進めておりますが、表現はともかく、長い年月をかけて、市の方で公社が運営に対して、また、施設整備に対して負担金として出してきたものは、フラワーについては53億5,700万円程度です。これは、今、会長がおっしゃったように、昭和45年からではなくて、その前年度からということで、平成22年度までの合計額です。

御室会長

フルーツパークはどうですか。

村田農林水産部長

フルーツパークにつきましては、平成8年オープンですが、その前の準備その他を含めまして、平成22年までのトータルで約96億円です。

御室会長

はい。皆さんに分かりやすいように、パワーポイントで出してください。今、村田部長がおっしゃった金額ですね。約150億円が市から公社へ出ているということですよね。これだけの補助を受けていて、公社の経営は健全性が保たれていないということは何なのかと。ここのところがポイントになるわけですが、過去にも平成14年に20億円ほどかけて温室などのリニューアルもしましたね。市としては、その成果をどういうふうに捉えていらっしゃるんですか。

村田農林水産部長

はい。平成14年のリニューアル工事を進めて、翌年以降、入園者数は一時的には復活をしてまいりました。ただ、そのリニューアルそのもののソフト対応が十分でなかったと分析はしておりまして、ハード先行型で進めてきたと認識をしているところです。

御室会長

では、要するに運営のノウハウが少し不足していたということが、こういう結果になったということですね。

それで、資金の流れをもう一度見てみたい。150億円、全部で市の方から投資されたということですね。銀行から借り入れて、借り入れたものを市が返済するという形態もありますから、累計でいきますと150億円。これは、行革審で調べてみた資料なのですが、これを皆さん、見てください。ほとんど公社が調達して、それを市が代わって返済している。こういうものが約100億円あるのですね。この100億円というのは金利と元金の返済になるわけですが、この元金部分というのが、ハード部分に投資した金額になるわけですね。中には運転資金に回っているのもあるかも知れませんが、基本的にはほとんど土地の購入とか、あるいは建物を造った。それから、そういうものの色々な整備をしたということだと思うのですが、150億円、市が出して、荒っぽい言い方ですが100億円返済をしたということ。今現在、公社の借り入れはフラワーパーク、フルーツパーク、両方合わせて、いくらになるのですか。多分12～13億円あると思います。

村田農林水産部長

21年度末で17億円。

御室会長

ですから、22年度は、もっと減っているわけですね。14～15億になっている。今、残高も含めて114～115億円になるということは、150億円からそれを引くと40億円くらいが、簡単にいうと、どこかへ消えてしまったということになるわけですね、荒っぽい言い方でいきますとね。どう考えても、このお金、税金がそちらへ投入されていて、本当にこの公社がきちっと運営できていたのかという根本的な問題を提起させてもらいたいなと思っておりまして、こういうことを前提にしてフラワー・フルーツパーク公社の再生計画の是非について、今日は少し審議をしてみたいと思っております。

それでは、委員の皆さんの中から、どなたか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

先ほど会長からもありました通り、長年にわたって設備以外に40億円赤字補てんをしてきたと思うのですが、そのことに対して先ほど市の方からももらった資料、たとえば15ページを見てもらいたい

のですが、現状分析で「すぐれたポテンシャル」とある。先ほどからフルーツパークに関しても、フラワーパークに関しても、高い技術がありますよ、すぐれたポテンシャルがありますよ、というような話がありましたが、それは誰にとってのすぐれたポテンシャルなのか。評価されないような技術というのは、あまり価値はないのではないのかなと思う。

それと、現状分析のところでも、なぜこのようなことになったのか、そういったことが全く挙げられていない。問題点というのが、これを見る限りでは分かっていないし、正しく分析もされてないのではないかなと思います。

さらにいうと、先ほど市の資料の14ページを見て、フルーツパークに関して存廃の検討をしましたが、廃園も含めて検討しましたが、廃園よりも続けるということを決めた理由が、潰すにもお金がかかることだという答えだった。潰すにもお金はかかるが、続けるにもお金がかかるというのであれば、潰すから20億円かかるからやめられないというのは説明にはならない。理由にはならないのではないかなと思うのですが、その2点について教えてください。どのような反省点があったのでしょうか。

村田農林水産部長

はい。先ほどポテンシャルの捉え方で、誰にとって、誰がどういうふうに評価して、どういうふうに考えるかということだと思います。

基本的に、まずフルーツパークについては、もともと果樹振興ということでスタートしたわけなのですが、その果樹振興のために、剪定の仕方だとか、そういったものをきちっと皆さんに見ていただいて、農家の技術を上げていくという方向でスタートして、それ自身が実際にはあまり使われなくなった。その後、果物なりの部分へシフトしていくわけなのですが、これに対して、当初、大変評価が高くて、皆さんお見えになって、それがだんだん飽きられてきたなかで、いわゆるレクリエーションの多様化等々の中で人数が減ってきたのですが、実質的に現在の果樹そのものの生育が進んできておまして、ちょうど今、果樹の状態をきっちり見ていただいたり、果物を穫るタイミングが良くなってきているということで、これは全国的にも評価をされているというのは新聞等の記事なんかを前提に評価をしたというような考え方が一つあります。

それと、存廃の検討については、フルーツパークについては東側の所が現況農地ということで、その農地そのものを処分する方法が大変難しいという部分と、廃止をした場合に43ヘクタールのうち20ヘクタール強の土地がそのままの状態が残ってしまうという部分があるということが危惧をしたところです。それと、もう一つ調査を進める中で、この農地をうまく活用して多くの方に集まってもらうような仕組みができるということと、もう一つは、現在、食と農について大変市民の皆さん方の関心が高まっておるものですから、行政施策の展開の場所として、ここは進めていく必要があるのかなと判断させていただいたところです。

鈴木委員

ありがとうございます。現状、廃園の場合、20億円かかるから潰せないよということだと、これからも、たとえば赤字補てんの状態が続いても、この理由だと、もう潰せないというように受け取れるのですが。この新しい業態になっても赤字補てんを続けてでも、このフルーツパークは残していこうという

のが浜松市の回答なのでしょうか。

村田農林水産部長

今回、市の方でご提案を差し上げたのが、というか、今、考えていることについては、市民の皆さん方が食と農という部分のところに大変関心が高くなっているということで、ここを農業振興の拠点にしていこうという考え方です。ですから、その時に市の負担額を減らす方法を検討する際に、指定管理者制度を導入して、新たな法人で運営をしていただくというのが全体の仕組みです。ですから、市側からの財政負担というものは軽減をしていくような方向でいきたいと考えているところで、現在、公社に運営上の負担金として9,800万円程度でお願いをしているわけなのですが、これを9,000万円、さらには3年後にはその減額を図っていけるというような方向で、今回はご提案をさせていただいているところです。

御室会長

それでは、これにつきまして、フラワーパークとフルーツパークとを分けて、市の方から出ております再生計画の是非を少し審議したいと思っております。

フラワーパークの方は約4億5,000万円かけて設備投資をして、イルミネーションと、それからもう一つは花をもっと大々的にやるということ、今、再生の柱として考えていらっしゃるということですが、ここで焦点を絞って委員の皆さんの方から。はい。いいですか、井出委員。

井出委員

フラワーパークは大変立派な施設ですし、行革審が施設の存廃をと迫った時に、廃止の結論ということに至れなかったのは分かります。それに、観光での再生ということですが、かつて、まだ全国にフラワーパークのような植物園が少なかったころは観光の意味合いがとても意義深くあったと思うのですが、今、近隣の県に色々と似たようなパークがある中で、観光での再生というのは大変難しいように思えますが、ポテンシャルを発揮するために観光業界とのタイアップが必要というようにお話も先ほどありましたが、行政が観光整備に直接関与するということの意義をどのようにお考えでいらっしゃるかということと、それから、なぜ観光拠点として存続させるに至ったかの検討過程を説明いただきたいと思えます。

村田農林水産部長

まず、市がこの観光という振興で、フラワーパークの再生に向けて観光、浜名湖観光圏の拠点施設として再生させるというときの市の関わりというか、市のかかわっていく意義みたいなお話が一点だと思います。

これにつきましては、人口減少時代を迎えて、今後交流人口拡大をしていこうということで、国を挙げて今、観光振興に取り組んでいるところです。色々な自治体がありますが、浜松市もその一つで手を挙げて、浜名湖観光圏という、それぞれ浜名湖周辺の観光に携わる方、農業、水産業に携わる方、お土産屋、色々な方がつなぎ合わせて一つの観光圏を構成しようという考え方で進められてきているところです。その中で、舘山寺地区は以前から観光地として重要な場所であり、その中の拠点の施設としてフラワーパークというのが存在するのだろうということで、周辺の各施設との

連携、それとソフトのつながりの中で、かかわることによって交流人口を拡大することによって、市内で多くの皆さんがお金を落とさせていただくという考え方では、市が関わるというのは当然重要なことという認識があります。

もう一つは検討過程のお話です。これにつきましては、以前から館山寺地区との連携は進めてきている中で、やはり館山寺地区の皆さん方のご希望もその中に入っておりまして、フラワーパークがきちっと集客力をアップしていただきたいというようなお話もありまして、そういうものを含めて進めてきました。それと、ちょうど1年前もお話したと思いますが、色々な方々のご意見を伺う中で、それをここに反映させて、集客力を向上させていくことによって浜名湖観光圏を形成していきたいというようなご意見もいただいたものですから、それを踏まえて、今回、観光という部分のところの拠点施設としての再生という部分も出させていただいておるところでございます。当然それは、現在のポテンシャルをさらに向上させることによって、さらに集客性が上がるという考え方を持っているところではあります。

井出委員

ありがとうございました。

人口減少社会になって、交流人口拡大というのは一つの考え方としてあるのは分らないではないのですが、むしろ人口減少社会であれば、地域密着型の暮らしの充実という方向に対して税金が投入されるべきだと思います。観光への投資というのは、先が見えない部分も大きくあるわけですから、必ず成功するのであれば良いのですが、近隣の自治体や近隣のそうしたパークでも同じような考え方を取り観光に力を入れたら、全てがうまくいくということではいかないような気がしまして、非常に怖いなという感じがします。長島温泉のなばなの里もイルミネーションをやっているところ、そこが成功しているからこちらでもという考えかも知れませんが、大都市圏にあるというロケーションと比べて大都市圏の狭間にあり立地が悪いですね。浜松市内の人も観光をしますから、集客がかなわないということではないとは思いますが、なばなの里とか、また、御殿場には時之栖ってありますが、そういった成功しているパークと同列に考えて良いのかなという疑問を感じてしまいます。

それから、のんほいパークというパークが愛知県にあります。そこはフラワーパークとよく比較されるのですが、のんほいパークは動植物園公園で、動物園が中に入っていて、入園料もフラワーパークに比べて安いですし駐車料金も無料ということで、子どもさん2人の親子4人で遊びに行った時に、1日1,400円で楽しめるのです。そのほか、食事をしたりとかありますので、もっとお金は使うわけですが、かたやフラワーパークだけでいきますと2,500円かかる。動物園と一体化して遊びに行ったとしても2,600円かかる。小さな数字ではありますが、近隣にあるパークと比べたときにも、利用がしにくいというような状況もある中で、利用者人口が伸びないということも今までにあったかと思えます。

それで、観光に力をとということで、先ほどの説明の資料の中のイルミネーションに力を入れて集客を2万人だったところから25万人にまで伸ばしたいという計画ですが、これは本当に大丈夫でしょうかという感じがします。23年度を見ても18万人と、1年間で16万人も増やす計画になっています。

これ、1日400～500人ずつ集客増を狙うというような数字に見えるのですが、翌年度、もう23年度、来月から始まりますが、本当にそんなことが可能なのかということが思えてしまいます。莫大な投資をしても無駄に終わってしまうような気がどうしてもします。採算が合わない。

御室会長

井出さん、すいません。今の2万人から18万人になる根拠を教えてくださいませんか。

井出委員

そうですね。根拠をお伺いしたいと思います。

高橋フラワー・フルーツパーク公社事務局長

フラワー・フルーツパーク公社事務局長の高橋です。よろしくお願ひします。では、2万人が16万人増えて18万人になるという根拠、こちらの方が積み上げた数字について考えをお示しします。

まず、浜松を中心としたエリアを圏内、そのエリア内に何人住んでいるかということで人口を出しまして、そのうちの比率により来るのではないかとということで、まずエリアを決めて出した。それと、もう一つは夜間の日数、90日間やる予定ですので、それぞれ土日含め、平日の間も含めまして、日数の予測をしまして、それをトータルして出しております。先ほどお話がありましたが、1日当たり、それと90日間やりますので、1日平均でいくと2,000人来る。これは決して不可能な数字ではないという読みで、今、18万人という数字を出しております。これにつきましては、先ほど、部長からも説明がありましたように、もう一度調査をするようにと言われておりますので、これは調査をしていくということです。

井出委員

分かりました。

御室会長

ちょっと良いですか。イルミネーション、計画としては何百万個やるのですか。

高橋フラワー・フルーツパーク公社事務局長

今、お示しました計画は、LEDの球で350万球。

御室会長

350万球、3億円かけると、こういうことですよ。1年目、平成23年度、この時は珍しくてパッと来るかも知れませんが。次の年に同じ物を同じような企画でやるわけですよ。当然ですよ。また投資しなければいけないわけですからね、そうすると。

高橋フラワー・フルーツパーク公社事務局長

はい。同じようなことでやっていきます。

御室会長

それでリピートのお客さまが来るのですか。

高橋フラワー・フルーツパーク公社事務局長

この中には、温室を使ったスクリーン映像、そういったものもありますので、そちらのソフト面を変えていく。それと毎年、球が切れたりしたのがありますが、そういったものの補修はしていますが、

そういう形で、スクリーンに映す映像のソフト面を対応して見せていくという形です。

御室会長

こういうことをやっているプロの方に伺いますと、普通は1年で終わりだと。また次の年は、色々な企画をどんどん考えていかないと、ほとんど1回見れば良いということになる、ということを知っていますが、その辺りは考慮に入れたのですか。

高橋フラワー・フルーツパーク公社事務局長

維持管理費で見えてまして、ある程度のソフト面と内容を変えながらやっていくという形をとっています。大きくは変わりませんが、2、3年使ったら、またリニューアルをかけて少し模様替えをしていくという考えでおります。

御室会長

では、質問をどうぞ。

井出委員

再生計画が見込み通りに行けばよろしいと思いますが、もし行かなかった場合は、どなたがどのように責任を取るのか。市からの持ち出しというのは、どのようになっていくのか。その辺りをお伺いしたいと思います。

村田農林水産部長

再生計画の実施にあわせると、その金額としては4億5,710万円を現在計画しております。それについては公社が借入れを起こして、それについて損失補償を市が負うということで、基本的には最初に投資したものを借入れの中で全体が回れば良いわけなのですが、それができなかった場合には、当然その、いわゆるハード面の部分については資産として残りますから、それについては市の方で以前にハードの整備をした時のように償還をする際には市が面倒を見ていくというようなことになるのかなとは思っております。

井出委員

市が面倒を見るということは、結局は市民の税金ということですよ。何か少し過度な投資に過ぎるような気がします。今、東北関東大震災のようなことを経験しますと、本当にもっと生活に密着したところに、確実に見返りのある部分に対する税金の投入、投資という形を考えたいというような時代かなと思います。その時に、ばくちとまで言いませんが、本当に採算が合うのか、成功するのか、よく分からないといったところにこれだけの投資をしていくということは、いかがなものかなという感想を抱いてしまいます。

御室会長

はい、山崎委員。

山崎委員

では、私から質問させていただきます。市のパワーポイントの24を映していただけますか。確認したいのですが、これはフラワーパークということで良いですか。先ほどから出ています、会長がおっしゃっていた市の負担金が、一番下の合計欄ですね、22年度で4億4,800万円ということで良いで

すね。

村田農林水産部長

負担金は一番上の負担金計です。

山崎委員

ああ、一番上。失礼しました。3億9600万円の負担金計。そういうことでよろしいですか。

村田農林水産部長

はい。

山崎委員

今度は、パワーポイントの26番のフルーツパークを出してみてください。これは負担金が5億5,900万円ということよろしいですか。そうですね。22年度だけ見ても、合計しますと約9億円から10億円近い税金が投入されているわけですね。そういう解釈をすれば良いわけですか。両方で。

村田農林水産部長

はい。市の方から出している負担金という・・・

山崎委員

そういうことですね。

村田農林水産部長

そういうことです。はい。

山崎委員

ええ。少し細かい、もう少し基本的なところを申し上げますが、この中で、また医療公社と同じで、退職給与の負担が入っているわけですね、これ。退職給与の負担金。これはフラワー、フルーツパークとも退職給与の負担金が、市は負担しているわけですか。この退職金、ありますね。

村田農林水産部長

はい。それは市の方で負担をしております。

山崎委員

これは次の問題としても、こういうふうな負担金の中に、本来負担すべき事業者が負担しないというのは非常にいかがかなと私は思います。

それはさておいて、22年度もフラワー・フルーツパークで約10億円近い税金が投入されている。大雑把にいて、私の計算ですとフラワーパークに入った方に、1,000円くらい税金を投入している。それからフルーツパークは3,000円近い。これは入場者数で割りますとそれだけ税金がかかっているというような実態になっているということを、まず確認してみたいと思います。

それから、次に市の方から出た3番目の運営方法の点のパワーポイントで、フルーツパークとフラワーパークを分離した運営にしたいとある。これは賛成ですね。離れていますし、内容が違っていますから。場所も離れているということで、これはもう分離していかれた方が良い。全く賛成です。

あとは、運営方法になりますが、片方のフラワーパークは指定管理者制度を敷かずに、フルーツパークは指定管理者制度を敷くというのは、この理由はどんなことですか。

村田農林水産部長

はい。片方のフルーツパークに関しては先ほどお話をしたように、国の方の成長戦略の中でも食と農の部分というのは大変評価が高いもので、それを行政体として進めていく必要があるということと考えた結果、施策の展開として行政が直接タッチするものとしてフルーツパークは公の施設にしてまいりたいということ。フラワーパークについては、基本的には資産を公社がお持ちになっているものですから、土地、建物を共に持っているものですから、その部分を市の方へ買い上げてきますと、約4億円近くのお金がかかるということで、その部分も一つの評価として公社運営をしようとするのと、公社が現在持っている花の技術の部分はそのまま活用できるということで、公社運営で当たってしようということで考えたところでございます。

山崎委員

そうすると、フルーツパークは技術を持った方がたくさんいらっしゃるのですね。それと、今おっしゃったフラワーパークの人たちを生かすということと、何か相矛盾している感じがして、いかがかなと思います。それで、基本的にはやはり私は両方とも指定管理者でやって、必要な部分はそういう高度な技術を持っている方が関与していくという方が良いのではないかなと思います。

次に、動物園との、今度はフルーツパークとフラワーパークを切り離した形態になったときに、フラワーパークと動物園は全く表裏一体になっているわけですし、これは13ページのパワーポイントに一体運営ができないと書いてあります。先ほど井出さんが言った、のんほいパークは豊橋市が植物園と博物館と動物園も一緒に一体運営をしているわけですね。動物園とフラワーパークが一体運営できないと書いてありますが、どうしてでしょうか。フラワーパークと動物園の目的は一致しないとか、入園料金の体系が違うこととか書かれていますが、なぜ二川の総合公園は一体で運営できているんですか。

村田農林水産部長

これについては、一体化ということは大変広い意味があるとは思いますが、経営の一体化は今しばらくできないだろうと。その、ただ・・・

山崎委員

その「今しばらくできない」というのは、どういう理由なのでしょう。

村田農林水産部長

今現在の状況で、動物園は直営で、市で運営をしております。フラワーパークについては公社運営でやっているわけなのですが、そのところの、いわゆる入園料をフラワーパークの運営の方へ回しているという、その状況の中で、経営形態が違うというところで、なかなかいっぺんにはできないものですから、まずフラワーパークの公社の運営がある程度健全化された中で、それは検討していくことが必要だろうと。それと、もう一つは現在、動物園とフラワーパーク、それぞれ両方ともご覧になりたい方については、共通券をもう発行しておるものですから、こうした連携というのは今と同様進めていく必要があるとは考えているところです。

山崎委員

いや、もうちょっと簡単に言って、どうして一体化できないかというのを分かりやすく言ってくれませんか。二川の動植物園が一体化していて。僕に言わせると、フラワーパークの公社ありきにて進んでいたり、多分、人とか設備があるから、第二義的な、本来的なオペレーションを理想的にして、先ほど井出さんが言ったように市民の皆さんに楽しんでもらって、運営形態が効率的に行くという視点で考えたとき、どうですか。

御室会長

村田部長、どうですか。

村田農林水産部長

その部分については、色々な視点から総合的に今回結論を出したつもりではおりますが、やはり公社ありきという考え方は基本的にはないわけですが、公社の持つものをうまく使いたいという考え方、それと市民の皆さん方にご不便をかけたりすることはしないような方策を検討していく必要があるということで、今回ご提案させてもらったものはこういうものなのですが、今おっしゃったように動物園との連携というのは、きちっと検討する必要があると考えます。

山崎委員

検討するというのは前の行革審でもおっしゃいましたが、我々行革審の意見としては、これは完全に皆さん一致してしまっていて、また御室会長からお話があると思いますが、動物園とフラワーパークは一体運営をすべきだという結論が実は出ております。理由は先ほど言ったように、ほかの動物園、植物園の事例などを踏まえて、コスト管理、宣伝、それから営業方法等々考えても、これは明らかに一体運営を図ってやった方がよろしいかと思えます。時間があまりないので、それはそういうふうな、また会長からお話があるかと思えます。

次に借地の解消ということで、パワーポイントの22に、フルーツパークについて、借地の扱いというのがありますね。これは前から行革審が申し上げています。フラワーパークは借地が面積にして約55%ありますね。まずフラワーパークは借地をしている期限はいつですか。

水野公園緑地部長

公園緑地部長の水野です。私の方から借地の関係を答えさせていただきます。借地契約についてはおおむね20年ということで契約を結んでおります。

山崎委員

では地権者は皆ばらばら最後のあれになっておりますか。借地の年数は。

水野公園緑地部長

借地に関しましては一緒に、一律にやっております。

山崎委員

いつ借地契約した期限が来るわけですか。

水野公園緑地部長

今回は平成23年12月。

山崎委員

今年の12月でこの方たちの借地の期限が切れるわけですね。

水野公園緑地部長

そうですね。更新ということになります。

山崎委員

更新というのは、期限が切れて改めてやり直すということですか。

水野公園緑地部長

そういうことです。

山崎委員

ここに書いてありますように、借地の解消に努めていく、随時解消するように努めていくと書いてありますが、その期限が切れる今年の12月にはどういう方針で臨む予定でいますか。

水野公園緑地部長

一応、今お借りしている方々には同様に今後もお借りしていきたいというお話をしています。

山崎委員

片方では鈴木財務部長がおっしゃったように、借地の解消をしていくと言い、現場の皆さんは今後も同様に借地をしていくと。その辺、どうなのですかね、鈴木部長。

鈴木財務部長

私の方から少しお答えをさせていただきます。今、公園緑地部長から話がございましたが、あくまでも借地解消の方針ですので、そのところは公園緑地部とも検討しながら少し方針を考えたいと思っております。

山崎委員

早急に、またもう借地契約してしまいますと、またいつてしまうものですから、ある意味では今年の末が借地解消の最大のチャンスですから、ぜひ借地を解消するということで、これも大勢の方がいらっしゃるから大変でしょうが、これを逸したら、またできなくなってしまうわけですから、どちらにしても、ここのフラワーパークは浜松市の公園としても絶対どうしても必要なんだということは、皆さん、誰もそう思ってると思うんですよね。ですから、それはぜひ市が買って、安定した使用をしていくというように、ぜひしていただきたいと思います。お願いします。借地の解消をしていくという結論をいただいたものですから、ぜひそれを目指していつてもらいたいなと思います。

それからフルーツパークの方は、資料の赤い所が借地になっているわけですね。これもやはり広大な55～56%が借地になっているわけですが、これはいつまでの更改ですか。

村田農林水産部長

平成31年が期限になっていると思います。

山崎委員

ここの借地の解消も、鈴木部長、やはり解消していくという方針で良いわけですね。

鈴木財務部長

先ほども申し上げましたが、少しそのところは、動物園もそうなのですが、少し全体の財政計画

等々、調整しながら検討したいということです。基本的な方針としては・・・

山崎委員

買うということですね。

鈴木財務部長

基本的にはそうですが、少し時期的な問題や、全体、所有者の方々の意向もあろうかと思imasuので、その辺のところも少し検討しながら行きたいと考えております。

山崎委員

そうですね。でき得れば、先ほど言った、いつ、誰が、どこまでやるかという、借地解消のスケジュール、計画をつくって、相手のご意向はもちろんあるわけですが、こっちのスケジュールとか担当者が決まっていなくて前へ出ないわけですから、これも合わせて決めて、精力的に買収をしていってもらいたいなと思imasu。大体、以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。時間もありますので、それと意見もだいふ出てまいりましたので、私の方から少し行革審のまとめということで方針をお話したいと思imasu。

まず、今回の再生計画について申し上げます。現状分析が非常に曖昧なまま、入園者の大幅増加を見込んだ数字には大変疑問を感じております。結果として、これが再び公社の借り入れ、あるいはこれを市が補償するという前提で多額の設備投資を行うという考え方が出ておりますが、これには行革審としては絶対反対であるという意見で委員の全員の一致を見ております。

企業経営の基本からしますと、経営の健全化を図るには、まず現状分析をしっかり行って、それから経費削減など、経営のスリム化、あるいはリストラ、これに取り組むことがまず先決であって、安易に投資をすることによってやると、それで再生を図ろうと、もちろんそれもある意味では大事ですが、それはしっかりした計画が底辺にあつてのことということで、逆に言いますと、今回の計画は経営悪化を招くのではないかと我々は危惧をしております。今回の計画は、まず新規投資ありきということですので、これだと民間感覚からいきますと、大丈夫なのかなという危惧が非常にあります。経営改善、企業再生には、痛みを伴う覚悟も必要であるということ、ぜひ考えていただきたいと思imasu。ですから、今回の再生計画については、まず抜本的な見直しを求めたいと考えております。

見直しを求めるにあたりましては、その1案として、フラワーパークは、フルーツパークの計画と同様に、公設民営方式への移行、それと指定管理者制度の導入、これを提案していきたいと思imasu。

ご存知のように、公設民営というのは、公社の土地建物設備などを市が所有して、実際の運営などを外郭団体や民間企業が行うという方法であるわけですが、あわせまして施設所有者となる市には、まずフラワーパークは、先ほど委員からずっと意見が出ておりますが、動物園と一体化をさせて、色々一体化できないんだというお話もありましたが、あれは市側からの発想であって、市民がここへ行った時に、公社だろうが、市だろうが、そんなもの関係ないわけですね、そういうふうに

市民目線から見て考えた時には、あの理由は私はあたらなと思っておりますので、動物園と一体化をさせて館山寺総合公園としての魅力を高めるように考えてもらえればと思っております。そのうえで、植物園、動物園が本来機能を高められるように、市が責任を持って投資をするということであるならば、これは、我々は異論をはさむつもりはないということです。

また、フルーツパークにつきましては、公設民営あるいは指定管理の導入という方向性は我々としては支持しますが、ただ、その後の3億円の投資、あるいは新法人設立といったスキームについては、その実現の妥当性は非常に疑問を感じております。

先ほどの説明でフルーツパークの廃園には20億円の新たに資金が必要だということもありましたが、長期的な観点から考えると、これも大きな選択肢なのかなと我々は感じております。

また、フラワーパークにしてもフルーツパークにしても借地の解消が全く進んでいない。これにつきましても、借地解消とも関連がありますので、先ほどの資産経営とも絡めまして、次回のまた公開審議で継続審議ということで、もう少し細かく突っ込んで、より討議をしてみたいと考えております。それでは・・・

山崎委員

すみません。言い忘れたことがあって申し訳ないのですが、フルーツパークの方なのですが、元の地主に返すと(原状復帰などで)20億円かかるといいますが、むしろ約7万坪くらい借地があるわけですが、それは仮に1万円とは言いませんが、坪1万円もかからないと思いますが、7億円で回収できるわけですね。これが5,000円だか1万円か分かりませんが、当然もう7億円以下で土地が買えると。ましてや20億円かけて返すだなんてことは考えていないと思います。ですから当面、これも期限を切って、たとえば5年間かけて買収をして、農地ですから、その後、今、TPPとか海外に対する農業の施策もおそらく変わってくると思いますから、当面、市が取得して、期限を切って、早ければ3年くらいで、契約期限はもっと後なのですが、ある程度5年以内で借地の解消をして農地を取得する。山林を取得する。そして必要最低限の経費をかけて維持していく。そういう中で、では農業振興のために浜松市が本来的な農業振興のために、あの土地を利用して何をすべきかということ、私は考えていくべきだと思う。そのためには、借地を5年とか3年以内に買い取りをして、それに備えるべき。

そして、指定管理者の新しい会社をつくってやるのも良いのですが、まずおやりになる方、おそらく経営に非常にご苦労すると思いますね。それは、スマートインターが近くにできるというっておりますが、それよりむしろ本来的な行政がやるべき農業振興の用地として、まず確保をして、当面、目的、趣旨が最初の設立したのと違ってきているわけですね。無理矢理とは言いませんが、公園化して人を寄せるというような形に今なっているのですが、その辺は思い切ってもう山あいの方は閉めてしまって、農業振興のために活用するというようなことを言っておきたいと思います。以上です。

御室会長

はい。それでは、どうぞ、山本委員。

山本和夫委員

また一つだけ意地の悪い質問みたいに感じられるかも知れませんが、実はフラワーパークが今年で契約期限だと我々は承知をしておりました。だから、ぜひそこでやっていただきたいと思っておりますが、試算の上で、買い取るとしたらフラワーパークの方は総額いくらくらいになりでしょうか。

水野公園緑地部長

フラワーパークにつきましては、借地が先ほどありましたように18ヘクタール余あります。これに沿っての単価で乗算しますと、約22億円となります。

山本和夫委員

まあフルーツパークも今、山崎委員が言われたので、そこらのところも考え方の中に入れて、一つきちっとやっていただきたい。ただ、フルーツパークについても高いという、市が買おうとしている、まあ相手方もあることですから、高いという評価もありますので、フラワーパークについても次回までにそれが妥当な金額かどうか、お示しいただければ幸いです。以上です。

(3)(財)浜松まちづくり公社について

御室会長

はい、ありがとうございました。それでは時間もまいりますので、次に、(財)浜松まちづくり公社につきまして審議をしたいと思っております。(財)浜松まちづくり公社は、平成22年4月に類似団体であった(財)浜松市建設公社と合併をしまして、経営の健全化、効率化を図ってまいりました。合併から1年が経過しましたので、その合併の効果の検証、あるいはその後の状況変化、あるいは今後の経営の見通しなどについて、少し論議をしたいと思っております。それでは、これにつきまして(財)浜松まちづくり公社の方から説明をお願いしたいと思います。

柴田都市計画部長

都市計画部長の柴田です。よろしく申し上げます。それでは、今、会長から説明がありましたように、合併の効果の検証と、今後の課題と、今後の取り組みという3点について説明をさせていただきます。

合併の背景と経過ですが、これにつきましては4月1日に経営の健全化、合理化を図るために建設公社をまちづくり公社に吸収合併をしました。

次に、効果の検証で、事業の整理です。左側が合併前、右側が合併後です。左側の合併前から、まちづくり公社につきましては、浜松市まちづくりセンター指定管理業務を廃止しております。また、下段の建設公社につきましては、土地開発事業を廃止して、右側の6事業に業務スリム化を図っております。

次に、これが詳細ですが、上の二つがまちづくり公社の継続事業です。下の四つが建設公社から引き継いだ事業です。

次に人の動きです。同じく左が合併前、右が合併後です。右側に集計で書いてありますが、新

まちづくり公社につきましては役員が23名削減をしまして18名。また、職員につきましては10名の削減をしまして50名ということです。

次に、これも詳細です。上が合併前、下が合併後ですが、理事等につきましては23名を10名にしております。また、評議員につきましては18名を8名。また、正規職員については30名を28名。契約職員については30名を22名ということで、合わせまして33名の減をしております。

次に、これは物の動きです。まちづくり公社と建設公社が合併したことによりまして、右側に書いてありますように、新たなまちづくり公社につきましてはの基本財産と特定財産については、それぞれの資産を統合して基本財産を4億3,700万円、また、特定財産を1億9,100万円、その他の固定資産ですが、従前、建設公社で所有していましたイーステージの事務所と駅前広場の施設をまちづくり公社が引き継ぎまして、従来からの長期未収金と合わせまして、約32億円の固定資産額になっております。

次に、先ほど固定資産で引き継いだ施設の関係です。左側には駅前広場の図面が書いてありますが、上が地上部分になっております。待合室2カ所とバスの乗降のところに設置してあります上屋シェルターです。それと、交番を地上部で所有しております。また、地下部については、管理事務所のスペース、また現在市民サービスセンターで使っているスペース、また、現在交番で使っているスペース、こういった部分を公社が所有しているという状況です。なぜ公社が所有しているかという経緯ですが、この駅前広場につきましては、昭和55年当時に駅前広場を整備するにあたりまして、従前、点在していた各交通事業者のバス停を1カ所に集約するというようなことで、各交通事業者が公平に施設利用できるようにするために、当時の準公共団体であります建設公社が整備をしたという経緯があります。それに伴いまして、先ほど説明しました施設を保有しているという状況です。また、これらの施設管理ですが、施設の公平なおかつ公正に施設を運営するというような目的と、もう一点がコストそのものを低減させるというような目的から浜松市が公社に管理委託をしまして、公社が市有施設と合わせて一括管理をしているということです。また、施設にあたりましての事業費ですが、浜松市からの施設委託費、それとバス事業者からの施設の維持費、それと先ほど申し上げました公社が所有しているスペースとか上屋、そういった施設の利用料をもって一括管理を行っているところです。

次に、お金の動きです。特に負債の関係です。下段の建設公社ですが、当時の負債については約10億円あったわけですが、これにつきましては所有している土地を処分するとともに浜松市が負担をして、全ての負債を精算しております。また、まちづくり公社が従来から長期借入金という形で負債を生じているわけですが、それらが合併後では22億円ということです。これは長期借入金につきましては左のマスに書いてありますように、浜松市においてなかなか財政的な措置が困難だった際に、まちづくり公社が浜松市に代わって助成事業を実施するために市中銀行から借り入れた長期借入金です。

次に、長期借入金の今後の計画です。現在、平成22年で22億円ありますが、これにつきましては平成30年に全て浜松市から公社に補助金を交付する中で処理をするという計画です。

次に、これからの課題です。これからの課題について3点ほど挙げてありますが、これらについては特に市の関与についてですが、市において、市の外郭団体に関する市の関与の基本方針というものが、その中ではやはり公益性の高い事業に限られているというように決められているというようなことですので、左側に記載の4事業が特に一部関与が見込まれる部分がありますので、それについては少し検証する中で関与のあるべき姿に見直しを行っていきたくと考えております。また、課題2と3ですが、これについては組合の事業とか公共施設の指定管理業務ですが、こういったものの継続性、そういうものが現在少し課題であります。なお、課題3の職員雇用の継続性についても、やはり収益事業が減ることによって雇用の継続をどうするかというような問題がありますので、これらにつきましては自主自立的な経営改善を図ることが必要でありますので、新たな収益事業を模索する中で職員雇用の継続性を持った中で経営をしていきたいと考えておるところです。

次に、今後の取り組みです。本来、まちづくり公社については公益法人の制度改革に伴いまして、ちょうど中段に書いてありますが、平成25年の11月までに公益財団法人または一般財団法人に移行しなくてはならないという状況です。現在のまちづくり公社につきましては、ちょうど点線のところに書いてありますが、公益目的事業比率が総事業費の50%以上が公益法人としての認可条件ですけれども、それらが現在満たされていないのではないかなという考えから、まちづくり公社については一般財団法人を選択する中で、現在、検討を進めているところです。なお、一般財団法人化に向けましては、平成23年に本格的に県と協議を進めてまいりたいということです。以上、説明をさせていただきましたが、やはり、まちづくり公社につきましては、安定的な経営基盤をしっかりと構築する中で、職員の雇用そのものをやはり継続していかなければならないというような重要な課題がありますので、それらにつきましては市と公社ともども調整する中で取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。それでは、まちづくり公社について少し審議をしたいと思います。
はい、岩田委員、お願いします。

岩田委員

最初にパワーポイントの2番なんですけど、この中で合併前から合併後というところで、浜松まちづくりセンター指定管理事業、それと土地開発事業は廃止されたというお話だったんですけど、もう一つ、市営住宅の指定管理業務が合併後に入っていないんですけど、これはどういう形になっていますか。

柴田都市計画部長

これは、本来事業の引き継ぎをすべき事業なんですけど、平成22年度指定管理者の公募の際に受託できなかったというようなことで、現実には除外した形で業務がなっているということです。

岩田委員

はい、ありがとうございます。そうやって見ますと、同じように市営駐車場指定管理事業というものも一般の民間でもできるということで、競合の可能性はあると考えてよろしいですか。

柴田都市計画部長

はい。

岩田委員

そうしますと、今この廃止に伴って、それから委託が取れなかったということで、合併後のパワーポイント4ページの従業員の方、60名から50名、10名減ったという話なんですけど、これはそのところの加味したことによる10名の減少と考えてよろしいですか。

柴田都市計画部長

一部はそういう反映があります。

岩田委員

ということは、一部はそういうのがありますが、それ以外に努力されてというか、あったということですね。そうすると、先ほどに戻りまして、市営駐車場指定管理事業、もしこれが入札で取れなかった場合というのは、またここから人が減るんでしょうか。

柴田都市計画部長

一応、私たちの方とすると、確かに民間と競合するわけですが、かなり長期的な管理をやっていますし、またノウハウを持っているというようなことで、最大限努力する中で取っていきたいと考えております。また、もし取れない場合については、現在、正規職員と契約職員で管理の方をやっておりますので、そういった環境もありますので、業務がもし減る場合については、そういう契約職員、1年1年の契約ですので、そういったところで措置していきたいと。

岩田委員

あと、これは市の方で出されている浜松市外郭団体改革プラン、これは確かホームページにも載せていらっしゃると思うのですが、その中で、先ほどの引き継いだ事業の中で、組合土地区画整理支援事業は先細りの傾向にありますという話が載っております。そうしますと、先ほどの市営駐車場の指定管理業務、ここもどうなるか分からない。組合土地区画整理支援事業も先細りですと。確か勉強会の時に、浜松市内はもうほぼ完了したんで、ほかの市町村、磐田市等をやっていますというお話だったんですが、その先細りをする中で、パワーポイントを出していただきたいんですが、同じようにこの外郭団体の改革プランの収支の予測値、こちらの方をいわゆるまちづくり公社に関しては出されています。そうしますと、23年度からマイナスに転落してしまうと。先ほど説明の中のパワーポイントのこれからの課題の中にもやはり出てきている。ここについては、どういう形でこのマイナスを解消していこうと考えていらっしゃいますか。

柴田都市計画部長

まず1点、都市計画にいうまちづくり部門なんですけど、現在のところ、浜北地域で新たな区画整理事業を協議中です。また、小さな農地の集団があるんですけど、そういった所の区画整理事業であるとか、それとか、公図と現況が違っているところ、そういったところで現在3カ所ほど区画整理事業をやれないかというようなご相談がきています。

岩田委員

それを加味した場合、この23年度以降のマイナスは解消されますか。

柴田都市計画部長

それともう1点は、施設の管理部門についても、やはり新たな市営住宅の指定管理であるとか、その他の公共施設の管理の受託を精力的にしていってまいりたいというように考えております。

岩田委員

努力はされるのはもちろんそうだと思うんですが、実際問題として市営住宅の委託管理が入札で負けたという事実を見ますと、では本当に取れていくのかという話と、それともう一つは、今後の取り組みの中で、財団自身の方で公益財団法人には少し厳しいだろうと。一般財団にはなれるかも知れない。一般財団になっても市の外郭団体としては機能するものなんですかね。そこ、私もよく分からないんですが、支援はできるんですか。一般財団として、市が、たとえばマイナス部分を補てんするとか。

柴田都市計画部長

いや、マイナス部分は補てんできません。

岩田委員

できませんよね。そうすると、この計画は市の方でおつくりになってる資料であると、3年間で約1億5,000万円以上マイナスになると。そうすると、今、流動資産でどれくらいありましたっけ。22年度で流動資産合わせて6億4,000万円。それで、実際まだお金がどのくらいありますか。今現在。

柴田都市計画部長

お金は、資産そのものは、約15億円です。

岩田委員

現金とか、そういうもの。いわゆる固定資産を抜いて。

柴田都市計画部長

固定資産だけで、先ほどありましたように十何億円。

岩田委員

13億円か何かありますよね、土地建物等。

柴田都市計画部長

はい。

岩田委員

先ほどの話の中で、いわゆるバスターミナルの部分、お持ちの部分、昭和57年にやられて、つくられてますよね。そうすると、ぼちぼちいわゆる耐用年数が近づいてまいりますよね。そういう時の修繕費等というのは、これって市が出すんですか。それとも、まちづくり公社の持ち物なので、まちづくり公社が払う、負担すべきものなんですか。

柴田都市計画部長

所有者が負担すべきものだと。

岩田委員

そうしますと、果たしてやっていけるのでしょうかという、いわゆる疑問が。というのは、もうこの段階で自らマイナスになりますとおっしゃってるわけですよ。そうすると、私個人的には、今後の取り組みをお考えになってる中で、解散ということもあるならば、それが一番。だから、逆にいうと、これ、最後、資産を食い潰した状態で、はい解散ですだと、先ほどおっしゃってました、いわゆる雇用の問題をどうされるんですかと。それで、市は援助できませんと。一般財団になってしまったら。できないといったら、いわゆる、今残ってらっしゃる方は、逆に悲惨な結末になるのではないですか。それだったら、まだ退職金等が払える今の状態で解散されて、市の方でいわゆる施設等を買っていただいて、それで退職金等を払って解散された方が。もちろん雇用面では色々大変な部分もあるかも知れませんが、最後まで待って、いや、もうお金ありません、では皆さん、残念ですが、さようならというのは、少しこれは市がおっしゃってる雇用確保と、または働いてる方の利益を図りたいというのと、相反するように思うんですが、いかがでしょうか。

柴田都市計画部長

1点、やはり現在、まちづくり公社そのものが事業を行っているわけですが、たとえば、来年なら来年、再来年なら再来年、そのものを廃止する場合、色々な影響が出てくる部分があります。その点は、まず1点は組合も支援している事業そのものが7地区ありまして、それぞれの地区については、進捗状況も相当な、平均しますと約65%というような事業進捗になっているというようなことで、組合の役員であるとか権利者、そういったものに今後の事業の不安等が生じてしまうというようなこともあるというようなこと。あとは、その他の事業がありますが、継続的に行っている事業もあります。そういったものがある中で、やはり雇用を最重点にした経営の収益事業の新たな模索をきちっとやらざるを得ないという状況にあるということです。

岩田委員

失礼な言い方かと思いますが、行政の方に収益事業の考え方というのは今までなかったはずなんです。そういうものは、いわゆる行政サービスを行うだけ。そういう方々が収益事業をやろうとした時に、通常の一般事業者の方に太刀打ちできるのかなというのが、正直な考えです。ですから、今おっしゃったように土地区画整理事業の継続等はあるならば、どちらかという事業規模を、いわゆる徐々に削減されて、そしてより良い着地点というんですかね、そういうのを模索された方がより現実的ではないのかなと。なぜならば、先ほどから言いますように、もう市営住宅のやつはもう取られちゃったわけですよ。簡単に言えば、これから先、では、ほかのものも取られないという保証はどこにもないわけですよ。そうやって考えていくと、どういう形で終わらせるというとおかしいですが、そこもやはり考える必要はあるのかなと。一般財団になった場合、結局このままでいくと、いわゆる一般財団といえども、公益性な事業を行わざるを得ない。50%以下であれ。そうした中で、危惧されている、我々会計士が危惧している部分が、公有財産を、公益性の財産の方を一般の収益事業の方に取り込んで、最終的に破綻してしまう一般財団がどれくらい出てくるか分かりませんが、そういう状態が出てくるのではないかと。その時に誰が責任を取るのといったら、誰も責任は取れませんという、そういう状態になりかねないので。なかなか辞めるというのは市の判断としては

厳しいものがあるのかも知れませんが、やはりそこら辺を見ながらやっていただきたいと思います。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。時間の関係もありますので、私の方から少しまとめをしたいと思えます。まちづくり公社は、今、柴田部長さんと岩田さんのやり取りの中で皆さんもご理解いただけたと思うんですが、もう設立半世紀を経て、存在目的がかなり希薄になっているんだなということを感じられたのではないかと考えています。主な事業である土地区画整理にかかる支援業務、これは非常に民間との競合が多くなり、土地区画整理事業自体、これも若干案件は将来にあるというお話ですが、これもかつてに比べると大幅に減少している。それから建設公社から引き継いだ施設管理につきましても、民間と競合して、しかも指定管理者制度は原則公募ということですので、先細りになるということで、今後の収入確保が非常に不安定になるのではないかと考えます。実際に、先ほどもお示したように、公社の予想収支を見ますと、指定管理業務が終了する平成24年度からは、この表にもありますように7,000万円以上、あるいは7,000万円近い赤字がもう見込まれているということです。また今後は公益事業を新たに起こすということも大変困難ですので、新公益法人制度への移行対応にも大きな懸念が出るのではないかと考えております。従いまして、まちづくり公社は将来の解散を前提として、その道筋を考えることを求めたいと行革審では考えております。ただ、先ほども柴田部長の説明の中にありましたが、市は、職員の皆さんの処遇、たとえば、職員の民間企業への移籍支援とか、早期退職優遇策など、具体的な検討なども十分に配慮をお願いできればと考えております。まちづくり公社については、以上でまとめとしたいと考えております。

(4) 外郭団体改革の総括的事項について

御室会長

それでは、今日の最後の審議に入ります。外郭団体改革の総括的事項についての審議をさせていただきます。外郭団体は、市から財政面、あるいは常勤の役員、職員派遣など、依然として大変大きな関わりを持っています。市は外郭団体の統廃合あるいは経営の自立を促すために、浜松市外郭団体の設立および運営に関する関与の基本方針というものを定めまして、外郭団体の改革を進めておりますが、ここでその効果を検証したいと考えております。それでは、市の方からよろしく説明をお願いしたいと思います。

神門企画部長

企画部長の神門です。既に会長からお話がありましたが、またこれまでの議論の中でも内容が出てきておりますが、重複する部分があると思えますが、総括的事項について説明をさせていただきます。外郭団体改革の背景ということですが、社会環境の変化等を踏まえまして外郭団体につきましても見直しを図っていくこととしまして、平成20年4月1日からこの基本方針というものを定めまして、外郭団体の統廃合、補助金、契約、職員の派遣などの見直しを進めてきております。

基本方針の内容ですが、統廃合ということで、設立目的が達成された、あるいは消滅した、こうし

た団体については廃止を検討する。類似、同種団体は統合を検討するというような方針です。補助金につきましては、毎年度見直して削減していくこととしております。委託、指定管理につきましては、競争入札、公募を原則として、随意契約あるいは非公募の場合は理由を公表することとしております。損失補償につきましては、新たな損失補償は原則として行わない。既存の補償につきましては必要最小限度にするということです。職員派遣につきましては、派遣は必要最小限度、期間は3年を上限とすることとしております。市の職員の役員就任につきましては、団体の経営に関わることが市の健全な行財政運営等に必要な場合に限って行うこととしております。市のOBの就職につきましては、OBの斡旋は禁止をしております、就職状況につきましては公表をしております。

こうした方針に基づきまして、統廃合等を進めてきております。17年度、合併時に23団体ありました外郭団体、22年度には16団体となり、7団体減少をしております。解散は、フォレストみさくぼ、引佐の自然休養村公社、浜松都市開発が解散をしていますし、統合、その他、以上のような整理をしてきております。

その結果、外郭団体16団体は、今現在、以上の状況となっております。

財政面での支出ですが、委託料あるいは補助金、負担金、交付金、貸付金、出方としては色々ありますが、総合計をグラフにしています。平成18年度と比べまして、21年度は40億円程度の減となっているところです。

損失補償につきましては見直しをしてきておりまして、19年度と比べまして85億円程度の減となっております。

派遣職員です。これにつきましては、平成18年度と比べまして11人の減となっております。

OBにつきましても削減をしております、16人の減となっております。

新たな課題ということで、既に新公益法人のお話がありましたが、新公益法人制度が施行されておまして、25年11月までには一般法人かあるいは公益法人に移行することが必要となっております。

その基準ですが、公益社団、財団法人になろうとすると、認定申請をして認定を受ける必要があるということですが、その基準であります、公益目的事業比率が費用で計って5割超えるということが必要です。ですので、逆にいえば収益的事業が大きいような団体につきましては公益法人になれないということですので、たとえば病院といったような組織、団体につきましては公益法人になれないということになってくるわけでありまして。その場合、一般社団、財団法人の認可申請ということになるわけですが、これは公益目的支出計画というのを定めて、財産を公益目的に使っていくということが義務付けられることとなります。

現状で、今の外郭団体の、この新公益法人制度への対応状況ですが、これはもちろん認定が必要ですので、あくまでも見込みというか、こちらの腹積もりということですが、公益団体に8団体になろうとしております。一般につきましては医療公社、清掃公社、まちづくり公社、公園緑地協会ということで、これはなかなか公益法人になるのは難しいだろうと考えております。国際交流協会につき

ましては既に昨年12月に公益法人の移行をしたところです。

一般法人へ移行した外郭団体につきましては、原則として関与を廃止しなさいと答申を受けていますが、先ほど説明をしました通り、公益になれるかどうかというところの一つの基準として、公益事業の支出が2分の1を超えるという基準がありまして、病院はなれないということがあります。従いまして、一般法人であっても市民生活に多大な影響を及ぼすような場合、市として関与が必要な場合もあるかと思っております。一般法人の関与を行う場合には、理由を公表していきたいと思えます。

今後の改革の進め方ですが、これまでしてまいりました改革を継続していきますとともに、この新公益法人制度への対応をしていくということでありまして、毎年度、毎年度、この改革プランというのを検証、見直しをして、外郭団体として存続する場合であっても経営健全化の取り組みをいっそう進めていくということとしています。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。それでは、各委員からのご意見、質疑をお願いしたいと思います。
はい、遠藤委員、どうぞ。

遠藤委員

委員の遠藤です。説明ありがとうございました。外郭団体の総括的事項ということですので、各論じみた話ではなくて総論的な感じでご質問をさせていただきたいと思えますが、まず市で提示していただいたパワーポイントの2ページをお願いします。外郭団体につきましては、今後色々課題が山積されているということも、説明の中にありました。まず外郭団体の役割というところがここに記載されてありますが、市が行う業務を補完、あと代行する役割を担い、市と一体となって市民サービスの向上を図ってきたということですので、ここについては役割ということ、しっかりと市もご認識をいただいているのかなと思えますが、今進めていらっしゃるのが外郭団体の改革ということですので、この外郭団体の改革の目的というのは、市としてどういう認識をされていらっしゃいますでしょうか。

神門企画部長

ここにありますように、社会環境の変化、制度の変化があります。指定管理者制度が導入をされた、これは非常に大きな制度改正でありました。それから、NPOといった第三の公共といわれるような団体がたくさん出てきた。それから、民間事業者も公的な部分に事業を拡大してきつつある。というようなことがありまして、市と一体となって公共的なサービスをしてきた外郭団体につきましても、こうした環境の変化を踏まえて改革をしていく必要があると思っております。

遠藤委員

ありがとうございます。そういったご認識で改革を行っていくということでありまして、実際に先ほども説明の中にありました通り、合併時23団体あった外郭団体を、統廃合を含めて16団体、7団体を統廃合されたということですので、こちらについては行革審としても一定の評価をさせていただいていると思えます。市からの外郭団体の支出というところですが、数は減りましたということであ

りますが、では、お金はどうなっているんだということですのでけれども、市の説明にありましたパワーポイントの6ページをお願いします。平成18年度から平成21年度ということでグラフが記載されておりますが、約40億円マイナスをされたということが、ここで実績として提示をされているわけですが、合併以降、23から16団体ということで7団体統廃合されて数が減ったということで、団体数が減ったからこれだけの数が減ったのか、いわゆる支出が減ったのかというふうに見えてしまう可能性もあるんですが、交付金というところの額も2年ごとに変化をされて縮んできているということでありましたが、単純にこれは団体数が減ったから支出が減ったということではないのでしょうか。

神門企画部長

団体の減少に伴うものも当然含まれておりますが、それだけではございません。毎年度、毎年度、予算査定の中も含めて見直しをしてきておりまして、それぞれ団体、非常にたくさんの支出がありますので、細かく申し上げることはできませんが、全ての支出について見直しを図ってきているということです。

遠藤委員

グラフの中でもその他というところでの削減率も非常に高いかと思います。細かいということで、なかなか全部はいえないと思いますが、その中でも、その他の部分で代表的な部分というのは何になるのでしょうか。

神門企画部長

たとえば、都市開発に対しまして、フォルテの賃料を払っておりましたが、それがなくなったなどです。

遠藤委員

はい。分かりました。さまざま団体が減っただけでなくて、市としてそういうご努力をされているということではありますが、ちなみに、フラワー・フルーツパークの中でも、今日の議論ではなくて新聞紙上でも出てまいりましたが、損失補償の20億円までは市議会の決定なくしてもOKですというような中身が新聞の中にも出ておりましたが、これは外郭団体の経営の自由度を高める意味合いで、これ、必要ということでやられていると思いますが、こういった中身を、この金額設定を他の外郭団体でもやられているところがあるのでしょうか。こういう損失補償額の幅を持っている外郭団体というのは他にあるのでしょうか。

神門企画部長

ないと認識しております。

遠藤委員

新聞紙上でも非常にクローズアップされていまして、本当にこれで良いのかなというのは市民の皆さんも思っていると思いますので、ないということであれば問題はないんですが、そういった損失補償の限度額というのも、やはりしっかりと見直していただきたいなと思います。また、16団体に減らされたということではありますが、まず市で説明をしていただきましたパワーポイントの3枚目をお願いします。外郭団体の基本方針でありますね。統廃合、あとは補助金、損失補償、職

員派遣等々、基本方針を定めていただいて、しっかりと運用をさせていただいているかとは思いますが、23団体から16団体に減らされた中で、先ほどの2枚目の中にも説明がありましたが、いわゆる公的分野の担い手が増えてきたということも市としてはご認識をさせていただいているという中で、この16団体の中で、基本方針の中にもあります、いわゆる随意契約を減らしていくんだというのがありますが、この16団体の中でまだ随意契約をされている団体というのは何団体くらいあるんでしょうか。

神門企画部長

すみません、団体数については、すぐお答えすることができませんが、随意契約をしている場合もございます。

遠藤委員

随意契約、完全に悪いというわけではありませんが、もともと減らしていきましょうということですので、随時、数を減らしていくべきかと思いますが、やはり市民サービスの向上が一番の狙いかと思いますので、それに基本方針の中にもありますが、関与する場合はしっかりとその理由を明確にするということもありますので、どうしてもこの団体に頼まなければ、ここの部分で市民サービスがうまく回らなくなるということもあると思いますので、ぜひそういった事柄も何の公表もなく随意契約を繰り返していただくだけではなくて、必要性があるから随意契約をするんだというような中身で、ぜひこれも市民の皆さんに公表していただきながら、理解を得たうえでやっていくという方向性を、今ないというわけではありませんので、今後もしっかりとやっていただきたいなと思います。私からは以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。他の委員の皆さん、はい、山崎委員、どうぞ。

山崎委員

では、まず外郭団体の基本的な考えは分かりましたが、私は、先ほども出ておりましたが、外郭団体は土地とか建物の資産を、これは基本的に持つべきではないと思います。今持っているのがあれば市が買い取って、それで透明性を高めて、むしろ運営管理を外郭団体がやっていくことに整理した方が良くと思います。ぜひやってもらいたいと思います。ここに書いてありますように、本庁の市が行う業務を補完、代行するというのが大きな目的ですから、大きな土地建物、資産は市が買い取って、運営管理をその外郭団体がおやりになるというのは一番ベストなやり方ではないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思うのが一点。それから、もう一つ、おそらく今、国の方で一般財団化とか公益財団化、きておりますが、おそらくもう世の中は先ほどどのように変わってきておるわけですが、今日、私が申し上げたいのは本庁の業務と外郭団体の業務がだぶっているのではないかと思います。たとえば、観光コンベンションビューローってありますね。あれは、おそらく観光協会というのがあって、誘客するという意味でああいう組織をつくられたと思うんですが、浜松市の中にも、それぞれの旧市町村にも観光協会がある。浜松はこの観光コンベンションビューローがあるということでやっておられますが、本庁の方にも観光交流課という

のがあるわけですし、むしろ一緒になってやった方が効果も出るし、一つはもうはっきりするのではないかというような視点からも、一つ考えてもらいたいなと思います。今日、御室商工会議所会頭がいらっしゃいますが、むしろ観光誘致というのは商工会議所が主になってやるべきだと。商工会議所の中にも商業観光課というのがあるわけですし、聞くところによりますと一般の観光コンベンションビューローのないところは商工会とかそういう中に包含されて運営なさっているというわけで、どちらにしても、そういう外郭団体が本当に効率的に補完しているのかと。むしろ行政と一体になった方が良いのではないかと。観光コンベンションビューローだけではなくて、ぜひそういうことをお考えになっていただきたいなと思います。最後になりますが、これも一つの例です。最近、広域行政ということをして盛んにおっしゃっていますが、たとえばですが、観光コンベンションビューローを残すのであれば、たとえば菊川町、西部地方の市町村が持ち寄って、そこで県西部地方の観光コンベンション、観光資源を生かした誘致をしていけるとか、そういう広域行政に、市町村をまたがったコンベンションは、僕は価値があると思うんですね。聞くところによりますと、沖縄は1県で観光コンベンションが一つだけ、それから大阪府も各市町村にあるわけではなくて一つだけというようになっているそうです。そういうことを、もし残すでしたら、ぜひ、今盛んに広域行政のことをおっしゃってますから、そういう方法で検討していただければなと思います。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございます。はい、山本代行。

山本佳英会長代行

公社の設立目的がだんだん薄れてきたものがあると思うんです。先ほど、まちづくり公社なんかもそうですから、ぜひ、統廃合の時に公社そのものを存続させるために色々なことを考えるというのは、これはおかしいのではないかと思います。ほかにも文化振興財団でしたか、指定管理を取ってどうのこうの、本来の業務に戻るべきだという意見がありました。それから、フラワー・フルーツパーク公社も先ほどディスカッションしたように、本当に公社そのもののスタイルで良いのかということもあります。そんな行革審での公開審議の場、あるいは勉強会の場で述べられた意見もぜひ参考に検討していただいて、反映をしていただければと思います。役割の終わったところは消えていくというのは当たり前でありますから、厳しいし、なかなかやり難いことかと思いますが、少なくとも行政の効率化ということからいけば必要なことだと思います。もう一つ、常にそういう、なくす、廃止、縮小とやって出てくるのは、そこにいる職員の処遇の話が必ず出て、そこで行き止まりになるんです。この公社にしましても、なくした時に、じゃあ、そこにいる職員の人たちはどうするんですかと。解雇はできませんといって、その市の職員に採用するんですか、それには試験を受けて合格してもらわなければ職員にできません。という等々で、そこが最後に行き着く点は共通してしまっていて、それで、どうするんですかといって、どうにもならないということになってしまうわけです。では、何のためにディスカッションしてきたんだということになりますから、さっきも一部で意見がありましたように、ぜひそこは、もうこれからずっと続く話です。職員数を減らすたって、定年退職した人と採用した人の差額しか減っていかないわけですし、それ以上の意志を持って減らそうとしたら、何らかのこと

を考えなければいけないということでもあります。今までは解雇できませんというところで終わっていますが、ぜひ、その先でこういうふうに移籍、出向して給料半分ずつ、民間とですね、出向させて市が半分、民間が半分を負担するようなのはどうかとか、早期退職プログラムだとか、あるいはよその町へ出向してもらおうとか、費用持ちでとか、色々なことを考えていただきたいと思うんです。そこで行き止まりだからできませんは、ぜひ止めて、色々なアイデアをぜひ考えていただきたいと思います。

御室会長

はい、ありがとうございました。私の方からまとめようと思いましたが、今、山本会長代行がおっしゃっていただいたことが、まさにまとめでありまして、まず私の方からは、もう一つ補足すると、外郭団体の設立および運営に関する基本方針というのがありましたね。これをしっかり守っていただければ、これが当初の趣旨なんですね。それがだんだんだんだん設立をされていくと、ずっと経過すると、それを存続するという意識がいつか失われて、何のために設立したのかという目的が薄れてしまうということになりますので、ぜひその点はしっかりこの基本、関与の基本方針をしっかりと守っていただければと。それと、もう一つは、先ほども委員の方から話が出ましたが、たとえばフラワー・フルーツパーク公社ですね。借入れが20億円、今度投資を4億5,000万円フラワー・フルーツパーク公社にすると。それについては金融機関から借入れをする。それについては議会のチェックがない。もう要するに20億円の枠の中でやるんだということですよね。今度、翌年から返済が始まる。返済が始まると、これを市が返済をするということで、予算措置をするのに議会の承認がほしいと。何かもう、全部仕組みができてしまって、動いてしまって、そこから議会のチェックが始まるという形になりますので、これはおかしいのではないかと。確かにそういう仕組みになっているということですが、その仕組み自体がおかしいんだということで、これをどういうふうに直していくのか、この点についてもぜひ市の方でまた、これ、考えてもらいたいと思っております。そういうことで、あと、それともう一点目は、また新しくつくる組織も当然出てくるわけで、時代の変化に応じてですね。もう時代の変化があって、もう終わりを遂げる、もう役割を終えた組織も当然あるわけで、それはどんどんスクラップアンドビルドをしなければいけない。ただ、その時に、最後に問題になるのが、雇用の問題なんですね。雇用というのは、非常にある意味では重要ですが、まず雇用を守るために組織を守るという考え方はおかしくて、やはり組織がどういう目的を達成するのか、どういう役割を果たすかということがあって、初めて雇用という問題がある。ですから、どうしても長くずっと続いた組織ですと、最後は雇用、最後は人の問題、ここになります。非常にこれ、重要な問題なんですけど、もちろん雇用は守ってあげなければ、組織が変わってしまって雇用がなくなってしまうんでは、これはもう当然に気の毒な話なので、そこの辺りの、公社と、たとえば外郭団体と行政との人事の交流とか、そういうことによって調整できないのか。もちろん色々な理由があってできないということはいくつも分かりますが、そこを何とか知恵を絞る。こういうことがやはり私どもとしては大事ではないか。そういうことによって、どんどん組織をスクラップアンドビルドができるきっかけになる。あるいは一番重要なそこがポイントになると思っております。そんなことで、ぜひ外郭団体についてもしっかりした

対応をしていただければと思っております。はい、鈴木委員、どうぞ、何かあれば。

鈴木委員

すいません。別件で、今回の議題とは離れるんですが、今回、浜松市の方で被災者向けに住宅を82戸提供されると、早いうちから提供できますよということを行ったことは、すごい素晴らしいことだと思うんですが、その条件が入居期間というのが原則3カ月と、非常に厳しい短い期間に限られています。今回のこの震災というのは規模的なもので想定外のもので、到底3カ月では平常に戻らないのかなど。なので、期間の延長ですね。できれば期間をつくらないのが良いと思うんですが、少なくとも半年、それでさらに状況によっては延長もあり得る、といったような期間の延長の方をできないものか、市の方でもう一度検討してもらいたいと思います。すいません。

御室会長

はい、ありがとうございました。どうでしょうね、今の問題は。総務部長かな、担当は。

古橋総務部長

新聞報道で、確かに原則3カ月という形で報道されまして、あれは少し説明不足だったと思っています。3カ月というのを当面の期間とするということだけであって、それをその時の状況に応じて延長していくという前提になっておりますので、どうぞご安心をいただきたいと思っております。

4 閉 会

御室会長

はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第7回審議会を閉会とさせていただきます。どうも長時間、傍聴ありがとうございました。よろしく申し上げます。

以上により12:10閉会

議事録署名人